

箱根町こども計画

(素案)

箱根町

箱根町こども計画策定にあたって

令和7年3月

箱根町長 勝俣 浩行

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 子どもの権利条約との関係	2
4 計画の性格	5
5 計画の期間	6
6 SDGsに対応した計画推進	6
第2章 こどもと子育て当事者を取り巻く現状	7
1 統計データに見る現状	7
2 教育・保育施設等の現状	16
3 アンケート調査結果に見る現状	21
4 第2次子ども・子育て支援事業計画の検証	58
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念	61
2 基本的な視点	62
3 基本目標	64
4 施策の体系	66
第4章 基本目標ごとの取組	69
基本目標1 結婚・家庭生活への支援の充実	69
基本目標2 出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実 【健やか親子21（母子保健計画）】	73
基本目標3 子育て環境の整備	79
基本目標4 こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備	92
基本目標5 支援が必要なこども・若者への対応などきめ細かな取組の推進	99
基本目標6 生活環境の整備と安全の確保	105
第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み	111
1 教育・保育提供区域の設定	111
2 こども数の推計	112
3 教育・保育の量の見込みと確保方策等	113
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	117
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	129
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	130
7 こどもに関する専門的な知識及び 技術を要する支援に関する県との連携	130
8 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	130
第6章 計画の推進に向けて	133
1 計画の推進体制	133
2 計画の達成状況の点検及び評価	133
3 災害時をはじめとする緊急時の対応	134
資料編	135
1 箱根町子ども・子育て会議条例	135
2 箱根町子ども・子育て会議委員名簿	135

第1章

計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

近年の少子化・核家族化の進行、家庭の孤立、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出や働き方の変化など、こども・若者及び子育て当事者をめぐる様々な課題の対応が求められています。

このような中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。平成24年には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」「地域のこども・子育て支援の充実」を目指して「子ども・子育て関連3法」が制定されました。こどもの貧困対策においても、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されたことをはじめとして、令和元年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、令和6年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるなど、様々なこども・子育てをめぐる支援が展開されています。令和5年4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には「こども大綱」を策定しました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

箱根町では、これまで令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2次箱根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもは財産！箱根で子育て！みんなで子育て！～子育てするなら箱根町～」を基本理念としながら、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりの推進を図ってきました。

この度、令和6年度をもって第2次箱根町子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終期をむかえ、次期計画を策定するにあたり、これまで推進・充実を図ってきた各施策に、こども基本法やこども大綱で推進すべきこども施策の視点を加え、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「箱根町こども計画」を策定しました。

【凡例】

本計画では、法令に根拠がある語を用いる場合、事業名や固有名詞などを用いる場合を除き、「こども」という表現を用いています。

2

計画の対象

本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期とし、施策によっては40歳未満（ポスト青年期）の者も対象とします。

3

子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に以下の4つは、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

本計画においてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組めます。

- ・ 差別の禁止（2条）
- ・ 子どもの最善の利益（3条）
- ・ 生命、生存及び発達に対する権利（6条）
- ・ 子どもの意見の尊重（12条）

<参考：「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」>

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であること、を示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。 

第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはするものであってはなりません。 
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

（出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」）

4

計画の性格

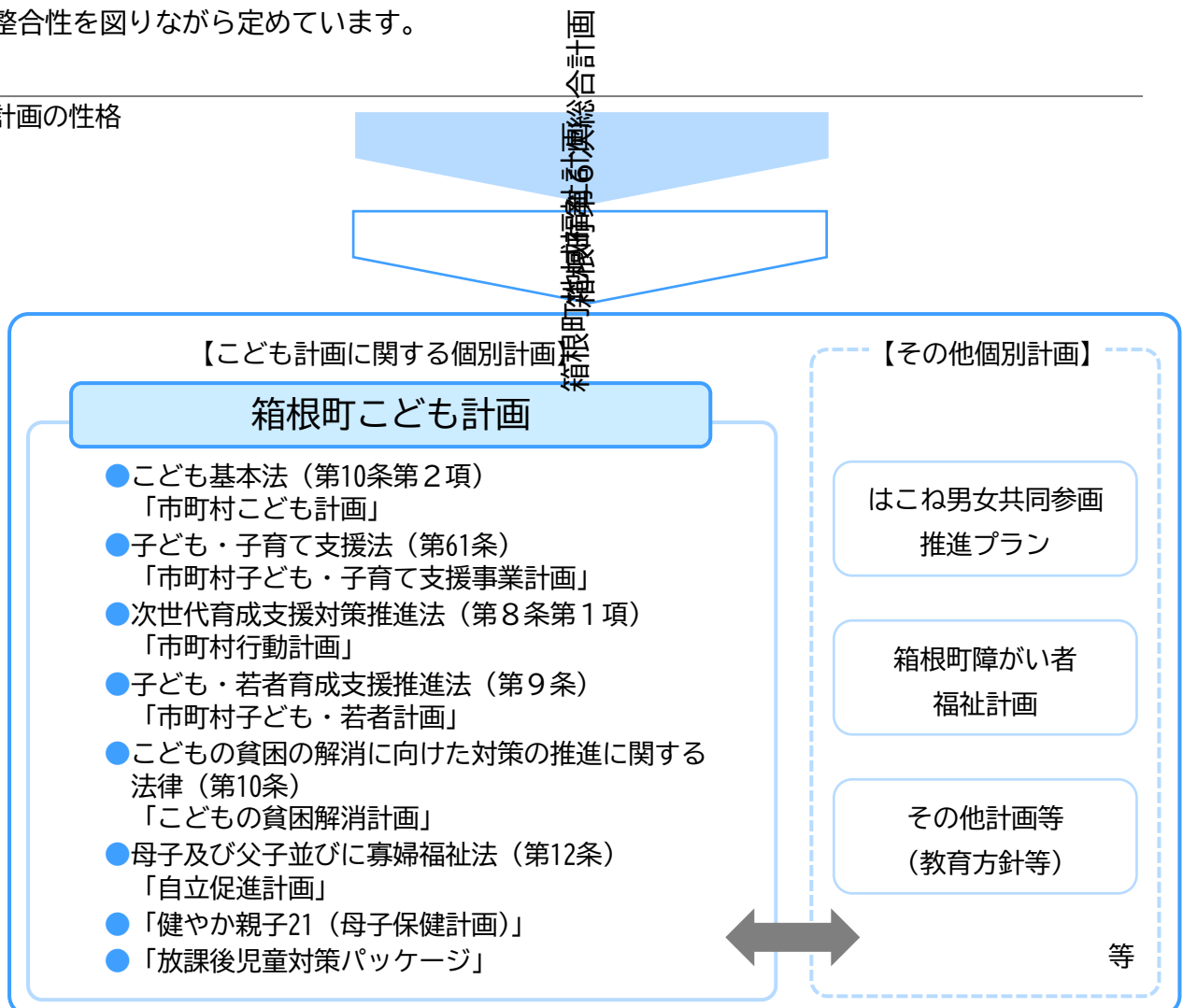
本計画は、こども基本法（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法（第61条）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、こども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

さらに本計画は、次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）に定める「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法（第9条）に定める「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条）に定める「こどもの貧困解消計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）の「自立促進計画」、国の「健やか親子21（母子保健計画）」、「放課後児童対策パッケージ」について、本町の施策を盛り込んだものです。

なお、本計画の策定にあたっては、「箱根町第6次総合計画」や「箱根町地域福祉計画」、「はこね男女共同参画推進プラン」、「箱根町障がい者福祉計画」をはじめ、上位・関連計画等との整合性を図りながら定めています。

計画の性格

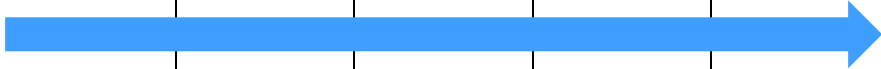
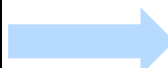


5

計画の期間

本計画は、「こども基本法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
本計画						
次期計画					見直し	

6

SDGsに対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。本計画においては、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。



第2章

こどもと子育て当事者を取り巻く現状

1

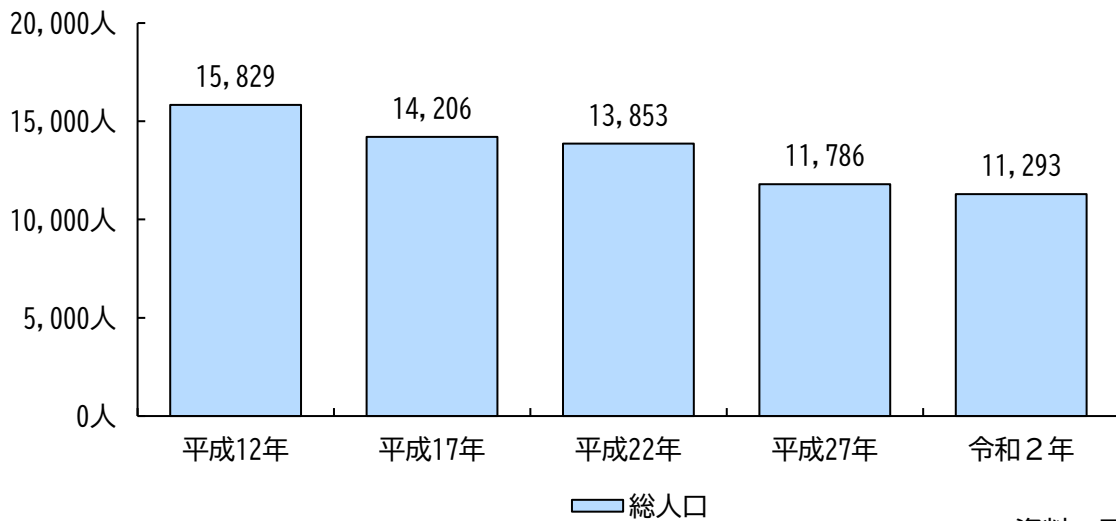
統計データに見る現状

1-1 人口及び世帯数

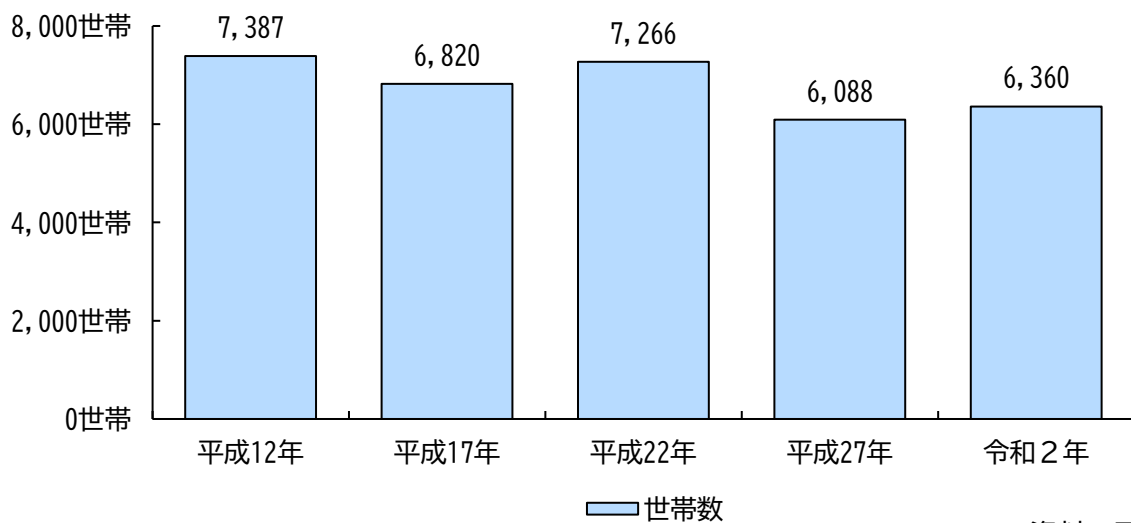
人口は減少傾向にあり、令和2年では、平成22年（10年前）に比べ2,560人減少し、平成12年（20年前）の人口の約71%です。

また、世帯数は平成22年（10年前）に比べ906世帯の減少となっています。

人口の推移



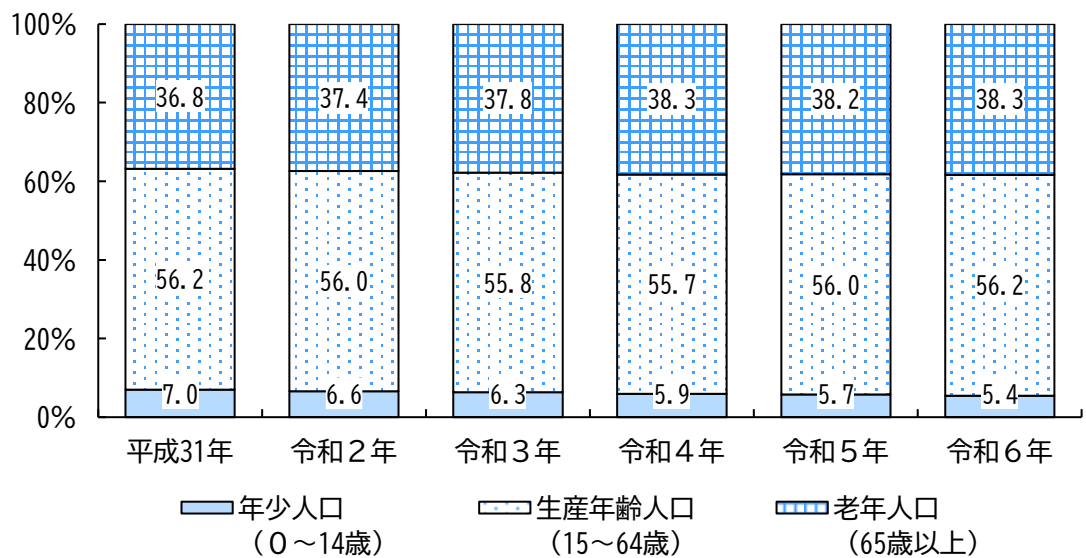
世帯数の推移



1－2 年齢3区分別人口

人口を年齢3区分別に見ると、令和6年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は588人（5.4%）となっており、平成31年と比べると、219人の減少となっています。

年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別人口の推移

（単位：人、%）

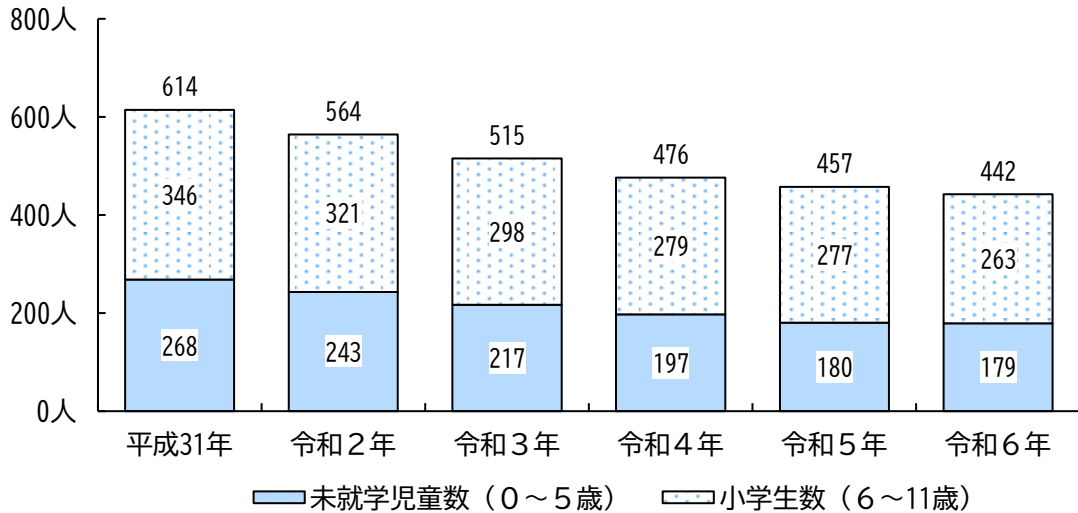
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口 (0～14歳)	807 7.0	746 6.6	711 6.3	651 5.9	623 5.7	588 5.4
生産年齢人口 (15～64歳)	6,492 56.2	6,336 56.0	6,253 55.8	6,109 55.7	6,087 56.0	6,082 56.2
老年人口 (65歳以上)	4,258 36.8	4,237 37.4	4,239 37.8	4,198 38.3	4,150 38.2	4,146 38.3
総人口	11,557	11,319	11,203	10,958	10,860	10,816

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-3 児童数

児童数（0～11歳）は、令和6年4月1日現在442人となっており、平成31年と比べると172人の減少となっています。未就学児童数（0～5歳）は89人、小学生数（6～11歳）は83人の減少となっています。

0～11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

各歳別0～11歳人口の推移

（単位：人）

区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (平成31年～ 令和6年)
未就学児童	0歳	37	28	30	31	17	37	0
	1歳	39	36	27	28	32	21	△ 18
	2歳	42	41	36	25	28	28	△ 14
	3歳	48	39	41	31	31	27	△ 21
	4歳	56	44	41	41	31	32	△ 24
	5歳	46	55	42	41	41	34	△ 12
	小計	268	243	217	197	180	179	△ 89
小学生	6歳	59	40	53	41	40	41	△ 18
	7歳	55	55	36	48	40	42	△ 13
	8歳	47	55	54	35	52	37	△ 10
	9歳	53	43	57	52	34	52	△ 1
	10歳	73	53	49	55	55	37	△ 36
	11歳	59	75	49	48	56	54	△ 5
	小計	346	321	298	279	277	263	△ 83
合計		614	564	515	476	457	442	△172

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-4 世帯構成

一般世帯数は、令和2年で6,348世帯となっており、年によって増減が見られます。

これを世帯構成別に見ると、核家族世帯、その他の親族世帯、非親族世帯が減少する一方、単独世帯では年によって増減が見られます。

18歳未満のいる世帯に限定すると、一般世帯数483世帯のうち、核家族世帯が74.5%を占めており、ひとり親家庭は男親と子どもからなる世帯が1.9%、女親と子どもからなる世帯が12.8%となっています。

なお、本町の場合は、単独世帯が一般世帯数の60.4%を占めており、会社などの独身寮の単身者の割合が26.1%と、県平均（0.9%）と比べて高いのが特徴です。

世帯構成の推移

(単位：世帯、%)

区分	全体			18歳未満の いる世帯
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
一般世帯数※	7,257	6,077	6,348	483
核家族世帯	2,543	2,222	2,075	360
	35.0	36.6	32.7	74.5
	1,158	1,054	988	-
	16.0	17.3	15.6	-
	918	770	678	289
	12.6	12.7	10.7	59.8
	68	68	73	9
	0.9	1.1	1.1	1.9
	399	330	336	62
	5.5	5.4	5.3	12.8
その他の親族世帯	541	458	358	119
	7.5	7.5	5.6	24.6
非親族世帯	92	67	54	2
	1.3	1.1	0.9	0.4
単独世帯	4,081	3,327	3,833	2
	56.2	54.7	60.4	0.4
(再掲)	1,366	1,137	1,656	-
会社などの独身寮の単身者	18.8	18.7	26.1	-

資料：国勢調査

※不詳を含む

1-5 こどものいる世帯

こどもがいる世帯の推移を見ると、令和2年の一般世帯数は6,348世帯と、平成22年（10年前）に比べて約13%の減少となっています。

なかでも、6歳未満親族のいる一般世帯が148世帯で約47%の減少、18歳未満親族のいる一般世帯が483世帯で約39%の減少となっており、一般世帯数の減少率に比べてこどものいる世帯数が著しく減少しています。

こどものいる世帯の推移

（単位：世帯、％）

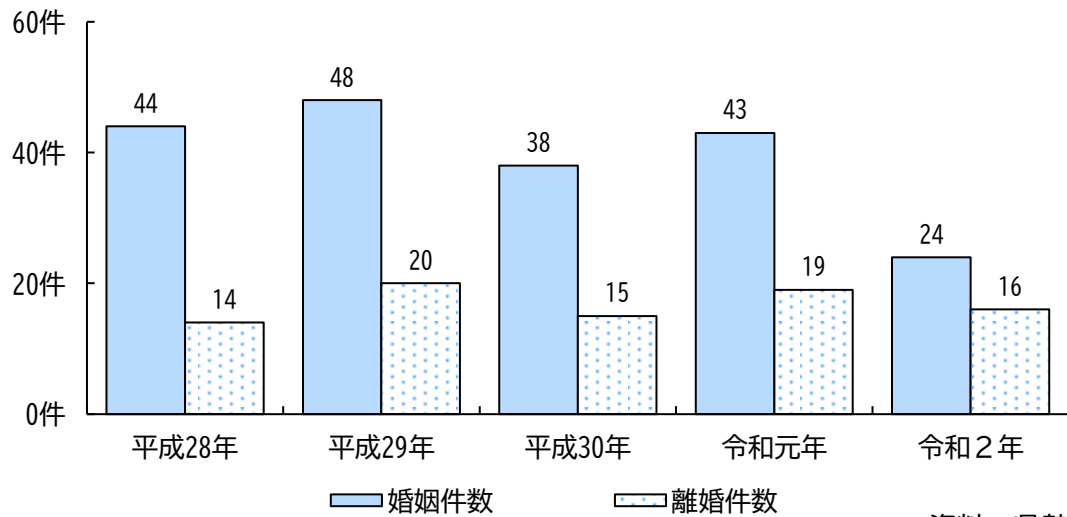
区分	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	7,257	6,077	6,348
6歳未満親族のいる一般世帯	281	202	148
	3.9	3.3	2.3
18歳未満親族のいる一般世帯	791	609	483
	10.9	10.0	7.6

資料：国勢調査

1－6 婚姻動向

婚姻件数は、40件前後で推移していましたが、令和2年は24件となっています。
離婚件数は、令和2年は16件となっており、年によって増減が見られます。

婚姻動向の推移



資料：県勢要覧

(単位：件、人口千人当)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
婚姻件数	44	48	38	43	24
婚姻率	3.8	4.1	3.3	3.8	2.1
離婚件数	14	20	15	19	16
離婚率	1.2	1.7	1.3	1.7	1.4

資料：県勢要覧

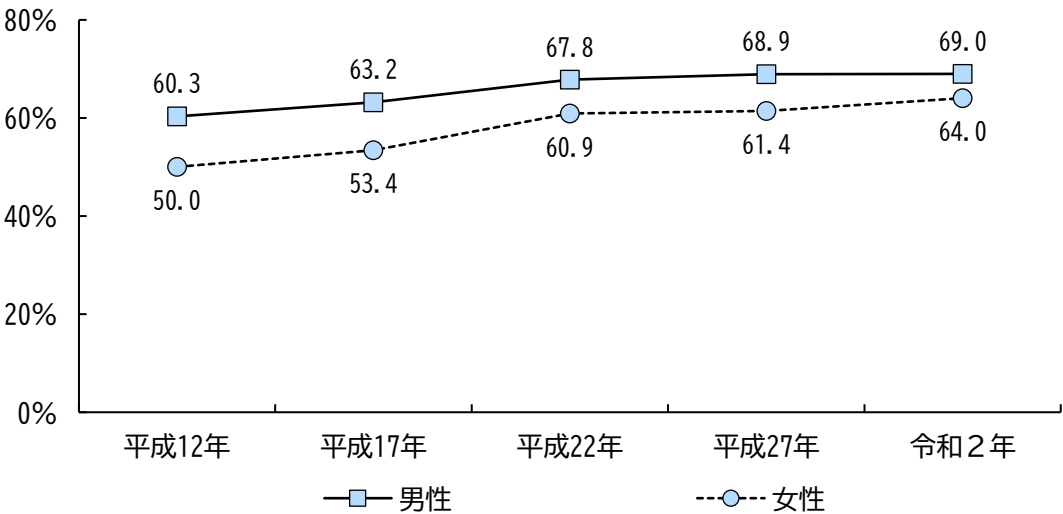
1-7 未婚率

15～49歳の未婚率は年々増加傾向にあり、令和2年では、男性69.0%、女性64.0%となっています。

平成22年（10年前）と令和2年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男女ともに20歳代までの未婚率は減少している一方、30歳代以降では増加しています。

なお、本町における未婚率の高さは、一般世帯における会社などの独身寮の単身者の割合の高さが大きな要因と考えられます。

15～49歳男女別未婚率の推移



資料：国勢調査

年齢階級別男女別未婚率の推移

区分	本町				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成22年	令和2年	平成22年	令和2年	令和2年		令和2年	
	平成22年	令和2年	平成22年	令和2年	令和2年		令和2年	
15～19歳	99.6	97.3	99.3	97.3	99.2	99.2	99.1	99.1
20～24歳	95.2	90.9	94.4	91.3	89.1	88.5	88.5	87.1
25～29歳	83.8	80.7	79.6	75.6	66.3	60.6	65.4	58.2
30～34歳	68.8	71.7	50.3	59.0	43.9	33.9	43.7	33.6
35～39歳	54.4	59.6	33.8	44.5	32.1	22.3	32.4	22.8
40～44歳	42.1	46.8	29.3	31.9	27.2	18.0	27.6	18.8
45～49歳	35.8	37.2	19.9	20.7	26.3	16.4	25.8	17.0
合計	67.8	69.0	60.9	64.0	50.3	43.3	50.3	43.0

資料：国勢調査

1－8 人口動態

自然動態を見ると、過去5年間は自然減が続いており、令和5年度では、出生数36人、死亡数163人となっています。

社会動態を見ると、転入・転出ともに増減を繰り返しています。令和4年度以降は社会増となっています。

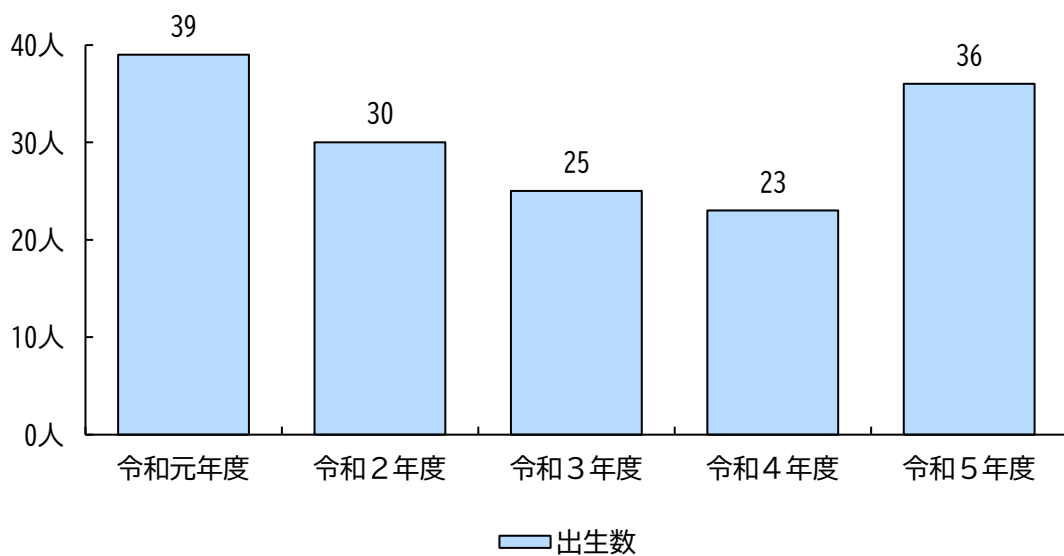
人口動態の推移

(単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自然動態	出生	39	30	25	23	36
	死亡	196	185	177	213	163
	自然増	△157	△155	△152	△190	△127
社会動態	転入	1,477	1,595	1,020	1,198	1,530
	転出	1,507	1,297	1,031	1,195	1,341
	社会増	△30	298	△11	3	189

資料：人口動態統計

出生数の推移

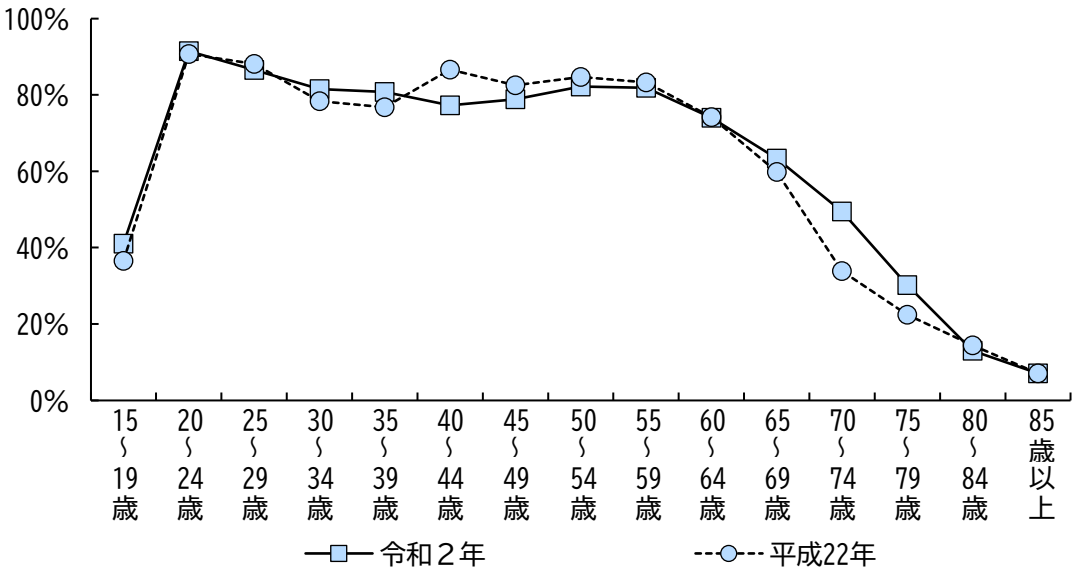


資料：人口動態統計

1－9 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていましたが、近年M字の谷の部分が浅くなっており、30代の労働力率の上昇が見られます。令和2年では、平成22年（10年前）に比べて70代前半の上昇幅が最も大きくなっています。

女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(単位：％)

区分	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	36.5	47.1	41.0
20～24歳	90.7	92.0	91.5
25～29歳	88.1	84.7	86.5
30～34歳	78.4	82.0	81.5
35～39歳	76.8	82.5	80.8
40～44歳	86.6	81.9	77.3
45～49歳	82.5	85.6	78.9
50～54歳	84.7	82.8	82.2
55～59歳	83.3	80.3	81.9
60～64歳	74.2	72.3	74.0
65～69歳	59.8	60.9	63.3
70～74歳	33.9	40.8	49.5
75～79歳	22.4	22.8	30.2
80～84歳	14.4	15.2	13.0
85歳以上	7.1	5.2	7.1

資料：国勢調査

2

教育・保育施設等の現状

2-1 認定こども園（幼児学園）・保育所

認定こども園は公立を2か所、保育所は公立を1か所設置しており、令和6年5月1日現在の定員は337人、入園児童数は147人で、定員に対する充足率は43.6%となっています。

入園児童数は、令和3年度以降減少傾向にあります。

入園児童数の推移

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	192	199	168	150	149	147

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

認定こども園・保育所の状況

（単位：人）

名称	定員	所在地	対象乳幼児	開所時間
湯本幼児学園	117	湯本392	5か月から就学前	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30
宮城野保育園	100	宮城野140		
仙石原幼児学園	120	仙石原981		
合計	337	-	-	-

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

認定こども園・保育所の定員に対する充足率

（単位：人、%）

名称	定員	児童数	充足率
湯本幼児学園	117	54	46.2
宮城野保育園	100	37	37.0
仙石原幼児学園	120	56	46.7
合計	337	147	43.6

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

2-2 幼稚園

幼稚園は公立を1か所設置しており、令和6年5月1日現在の定員は30人、在園児童数は6人で、定員に対する充足率は20.0%となっています。

在園児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	6	6	6	3	3	6

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

幼稚園の状況

(単位：人)

名称	定員	所在地
箱根幼稚園	30	箱根561

資料：学校教育課

幼稚園の定員に対する充足率

(単位：人、%)

名称	定員	児童数	充足率
箱根幼稚園	30	6	20.0

資料：学校教育課（令和6年5月1日現在）

2-3 小学校・中学校

児童・生徒数は、令和6年5月1日現在464人と、令和元年度と比べて230人の減少となっています。

小学校・中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 児童数	437	402	357	322	300	275
中学校 生徒数	257	238	250	227	213	189
合計	694	640	607	549	513	464

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、放課後、保護者が就労や疾病、介護などにより昼間家庭にいない小学生に安心・安全な居場所を提供しています。

各小学校内に1か所、箱根幼稚園内に1か所、計4か所整備しており、令和6年度現在の在籍児童数は74人となっています。利用率は低学年が46.8%、高学年が18.7%となっています。

放課後児童クラブの状況

(単位：人)

名称	湯本こどもクラブ	箱根こどもクラブ	きんときクラブ	すぎのこクラブ
場所	湯本小学校内	箱根の森小学校内	仙石原小学校内	箱根幼稚園内
定員	32	29	27	17
対象	小学1年生～6年生			
開所時間	月～金曜日：放課後～18：30 土曜日・夏季・冬季・学年始末休業期間の平日：8：00～18：30			

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

放課後児童クラブ校区別利用率

(単位：人、%)

対象小学校区	低学年			高学年		
	児童数	在籍児童数	利用率	児童数	在籍児童数	利用率
湯本小学校	27	13	48.1	36	5	13.9
箱根の森小学校	38	23	60.5	50	14	28.0
仙石原小学校	44	15	34.1	37	4	10.8
合計	109	51	46.8	123	23	18.7

資料：子育て支援課（令和6年5月1日現在）

放課後児童クラブ学年別在籍児童数の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	19	14	19	18	17	22
2年生	21	18	12	16	16	13
3年生	10	20	11	7	17	16
4年生	14	6	14	8	5	17
5年生	8	10	2	7	6	3
6年生	0	7	4	1	4	3
合計	72	75	62	57	65	74

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

2-5 子育て支援センター等

子育て支援センター等については、町内2か所の認定こども園、1か所の保育所に子育て支援センターや子育てサロンを設置しています。

子育て当事者等に対する育児不安等について、子育てアドバイザーが相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び子育て情報ニーズに対応する施設で、対象者は、0歳から就園前までの児童がいる家庭です。

子育て支援センター等の状況

名称	仙石原子育て支援センター	湯本子育てサロン	宮城野子育てサロン
場所	仙石原幼児学園内	湯本幼児学園内	宮城野保育園内
対象	0歳から就園前までの児童がいる家庭		
開所時間	月～金：9：00～15：00 (12：00～13：00は閉所)		

資料：子育て支援課（令和6年6月1日現在）

子育て支援センター等延利用者数

(単位：人回)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター	2,090	904	871	529	1,792
子育てサロン	1,894	595	1,189	1,013	1,656

資料：子育て支援課

※令和2年度から令和4年度までは感染症拡大予防のため利用制限を設けて運営

2-6 障がい児の保育・教育・療育

町内の認定こども園、保育所、幼稚園においては、障がい児を可能な限り受け入れているほか、学校教育においては、特別支援学級を町内のすべての小学校、中学校に設置しています。

また、療育については、「児童言語訓練会（ことばの教室）」として、聴覚障がい児や発音の気になるこどもとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行っているほか、「在宅心身障害児地域訓練会（なでしこ教室）」として、言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とそのこどもを対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行っています。

児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスについては、町外の事業所を利用しています。

利用者の推移

（単位：人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童言語訓練会 （ことばの教室）	141	64	91	105	93
在宅心身障害児 地域訓練会 （なでしこ教室）	77	80	87	100	59

資料：福祉課

児童福祉法に基づくサービス利用者の推移

（単位：人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	5	6	5	5	9
放課後等デイサービス	9	10	6	3	3

資料：福祉課

3

アンケート調査結果に見る現状

3-1 調査概要

① 調査目的

町民の教育・保育、子育て、こども・若者支援に関する現在の状況や要望等を把握し、新たな計画を策定する際の基礎資料とするために実施しました。

② 調査対象

未就学児童	町内在住の未就学児童を持つ保護者
小学生	町内在住の就学児童を持つ保護者
16～39歳	町内在住の16歳から39歳 (令和7年3月31日までに上記の年齢になる方)

③ 調査方法

郵送配付・Web回収

④ 調査期間

未就学児童	令和6年5月18日(土)～令和6年6月7日(金)
小学生	令和6年5月18日(土)～令和6年6月7日(金)
16～39歳	令和6年6月26日(水)～令和6年8月9日(金)

⑤ 回収状況

	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	140件	73件	72件	51.4%
小学生	171件	76件	74件	43.3%
16～39歳	1,000件	161件	159件	15.9%

※有効回収数とは、回収数から回答数が著しく少ないなどの無効票を除いた数

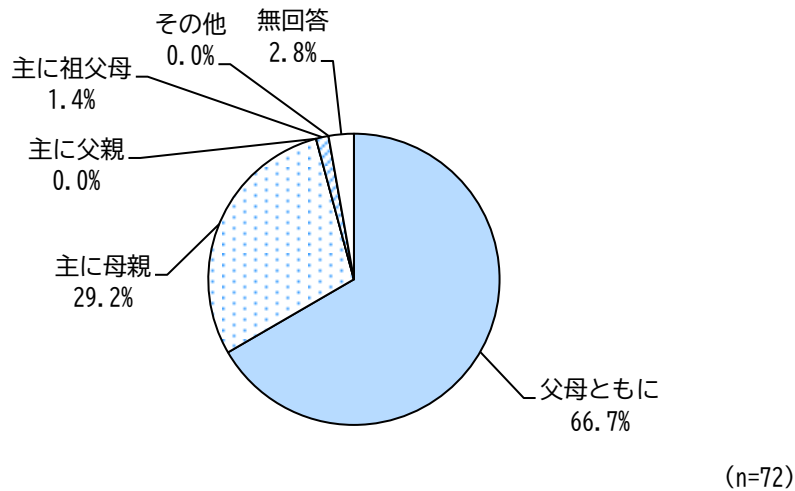
⑥ 報告書を見る際の注意点

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) SAは1つの質問に1つのみ答える単数回答質問、MAは1つの質問に2つ以上答えられる複数回答質問を示します。
- (3) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (4) MAの設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

3-2 調査結果【未就学児童】

1. 子育てを主に行っている人

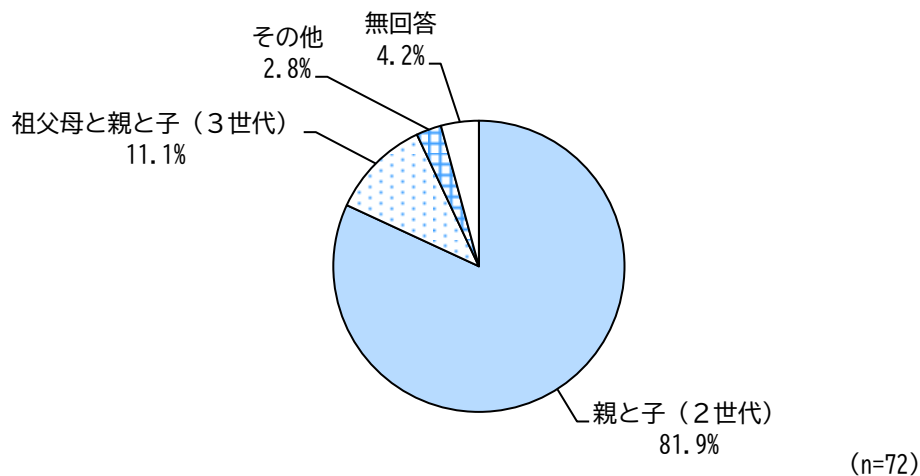
(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまるものを1つお選びください。



子育てを主に行っている人においては、「父母ともに」が66.7%と最も多く、次いで「主に母親」が29.2%、「主に祖父母」が1.4%となっています。

2. 世帯構成

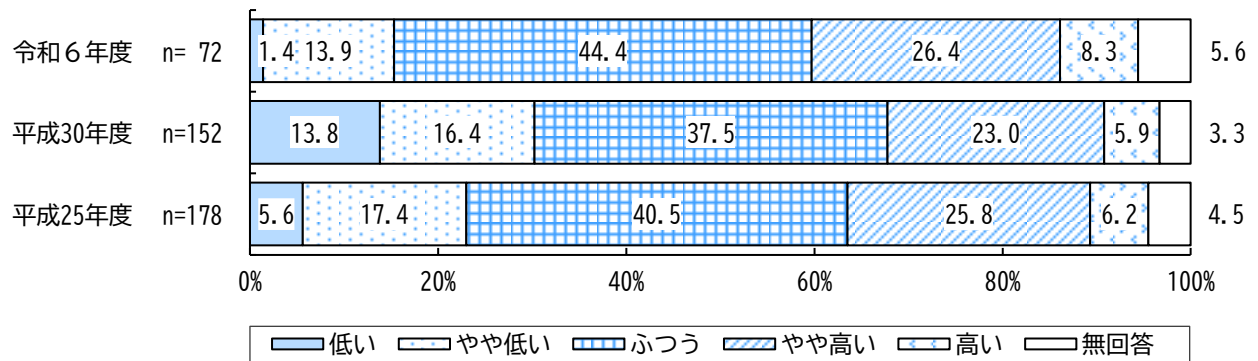
(SA)世帯構成をお選びください。当てはまるものを1つお選びください。



世帯構成においては、「親と子 (2世代)」が81.9%、「祖父母と親と子 (3世代)」が11.1%などとなっています。

3. 町における子育て環境や支援の満足度

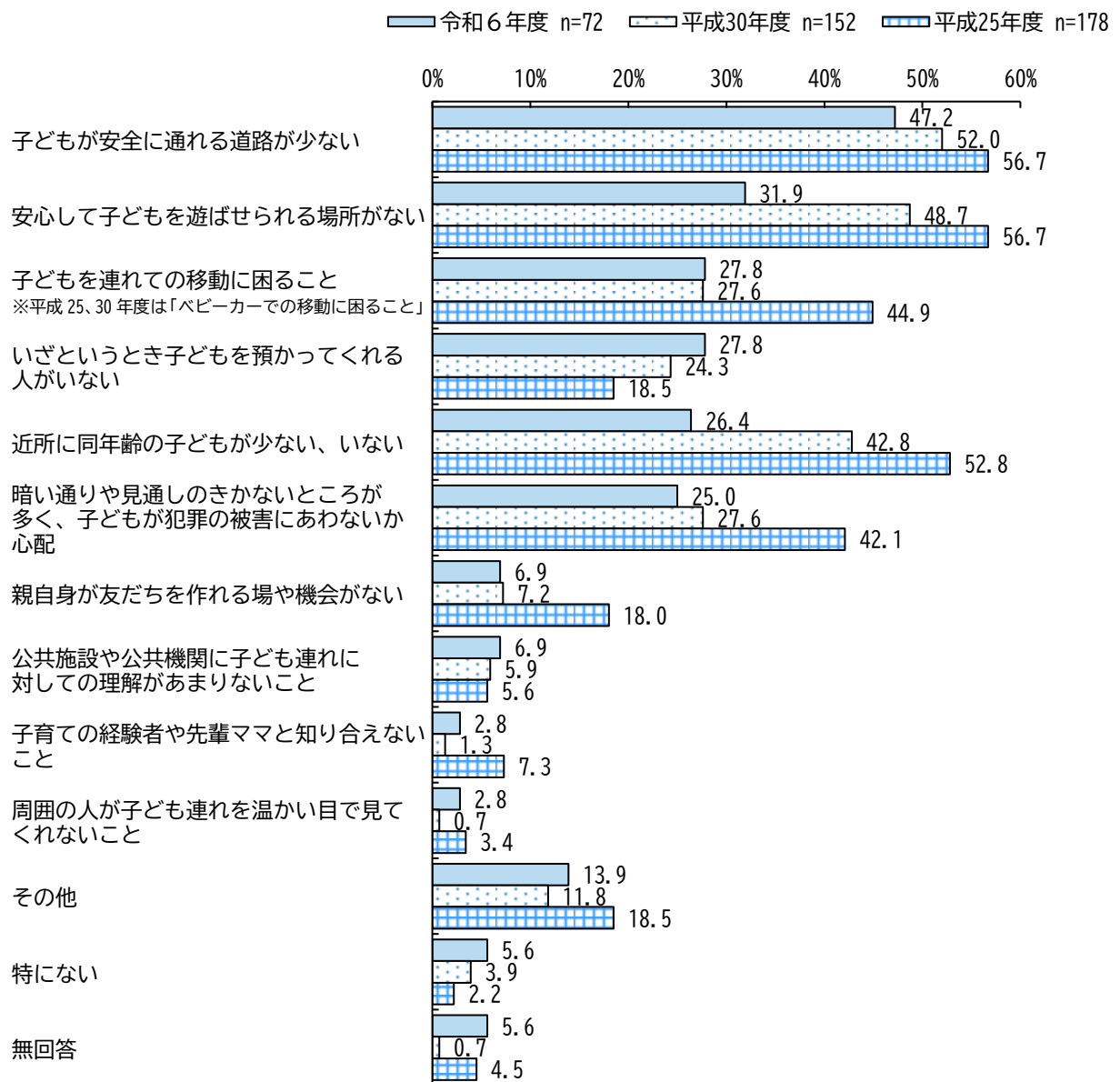
(SA)箱根町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまるものを1つお選びください。



町における子育て環境や支援の満足度においては、令和6年度では「ふつう」が44.4%と最も多く、次いで「やや高い」が26.4%、「やや低い」が13.9%などとなっています。「やや高い」と「高い」を合わせた『高い』の割合が、平成30年度では28.9%で、平成25年度の32.0%と比べて少なくなりましたが、令和6年度では34.7%と調査以降最も多くなっています。

4. 子育てで困ること、困ったこと

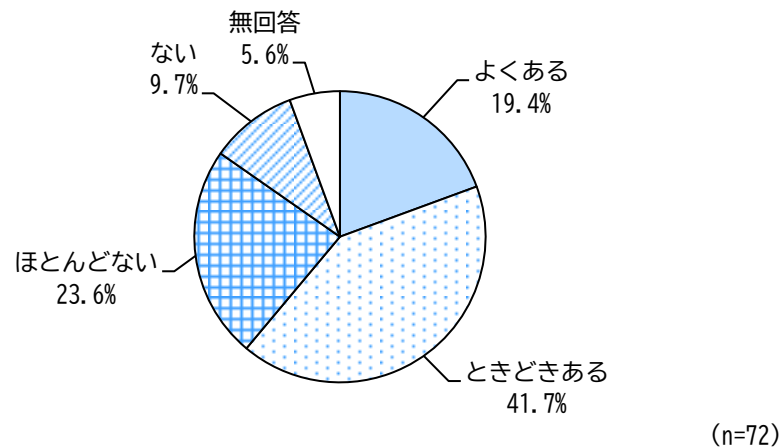
(MA)子育てを行っていて、困ること、困ったことはありますか。当てはまるものを3つお選びください。
(3つまで)



子育てで困ること、困ったことにおいては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が47.2%と最も多く、次いで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が31.9%、「子どもを連れての移動に困ること」、「いざというとき子どもを預かってくれる人がいない」が27.8%などとなっています。平成25年度、平成30年度、令和6年度ともに「子どもが安全に通れる道路が少ない」が最も多くなっています。

5. 子育てでストレスを感じること

(SA)子育てを行っていて、ストレスを感じることはありますか。当てはまるものを1つお選びください。

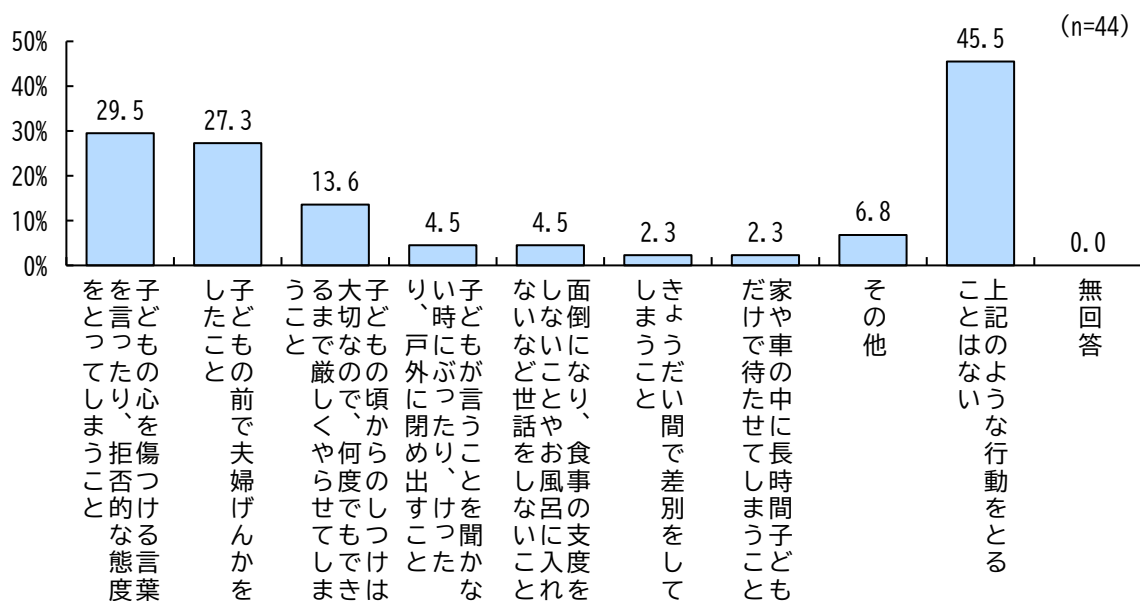


子育てでストレスを感じることは、「よくある」が19.4%、「ときどきある」が41.7%、「ほとんどない」が23.6%、「ない」が9.7%となっています。

6. ストレスを感じたときにとる行動

〈5. 子育てでストレスを感じること〉で「よくある」「ときどきある」の方

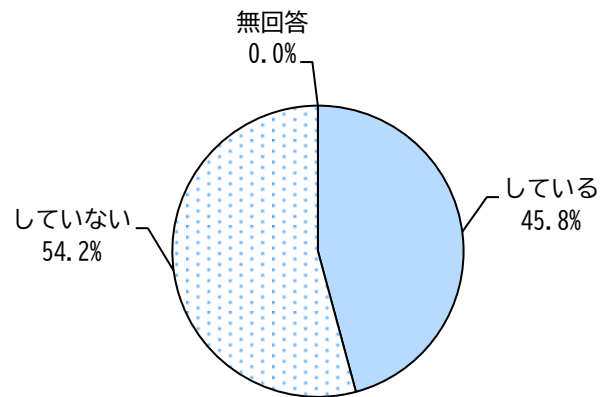
(MA)以下のような行動をとることがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



ストレスを感じたときにとる行動においては、「子どもの心傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうこと」が29.5%と最も多く、次いで「子どもの前で夫婦げんかをしたこと」が27.3%、「子どもの頃から厳しくやらせてしまうこと」が13.6%などとなっています。また、「上記のような行動をとることはない」が45.5%となっています。

7. 相談状況

〈6. ストレスを感じたときにとる行動〉で「上記のような行動をとることはない」以外の方(SA)そのようなときは、誰かに相談していますか。当てはまるものを1つお選びください。

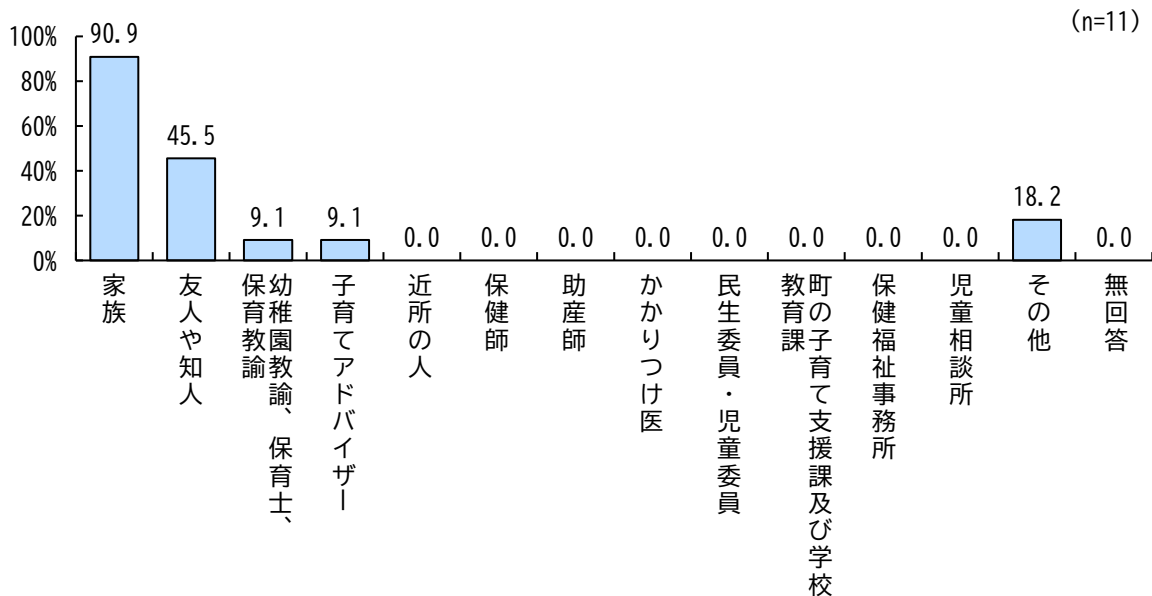


(n=24)

相談状況においては、「している」が45.8%、「していない」が54.2%となっています。

8. 相談先

〈7. 相談状況〉で「している」の方(MA)相談しているところはどこですか。当てはまるものをすべてお選びください。

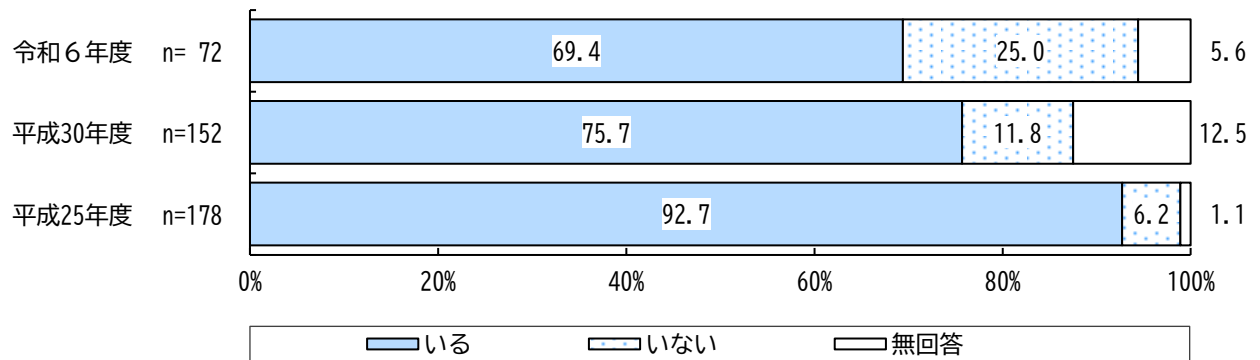


(n=11)

相談先においては、「家族」が90.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が45.5%、「幼稚園教諭、保育士、保育教諭」、「子育てアドバイザー」が9.1%などとなっています。

9. こどものかかりつけ医の有無

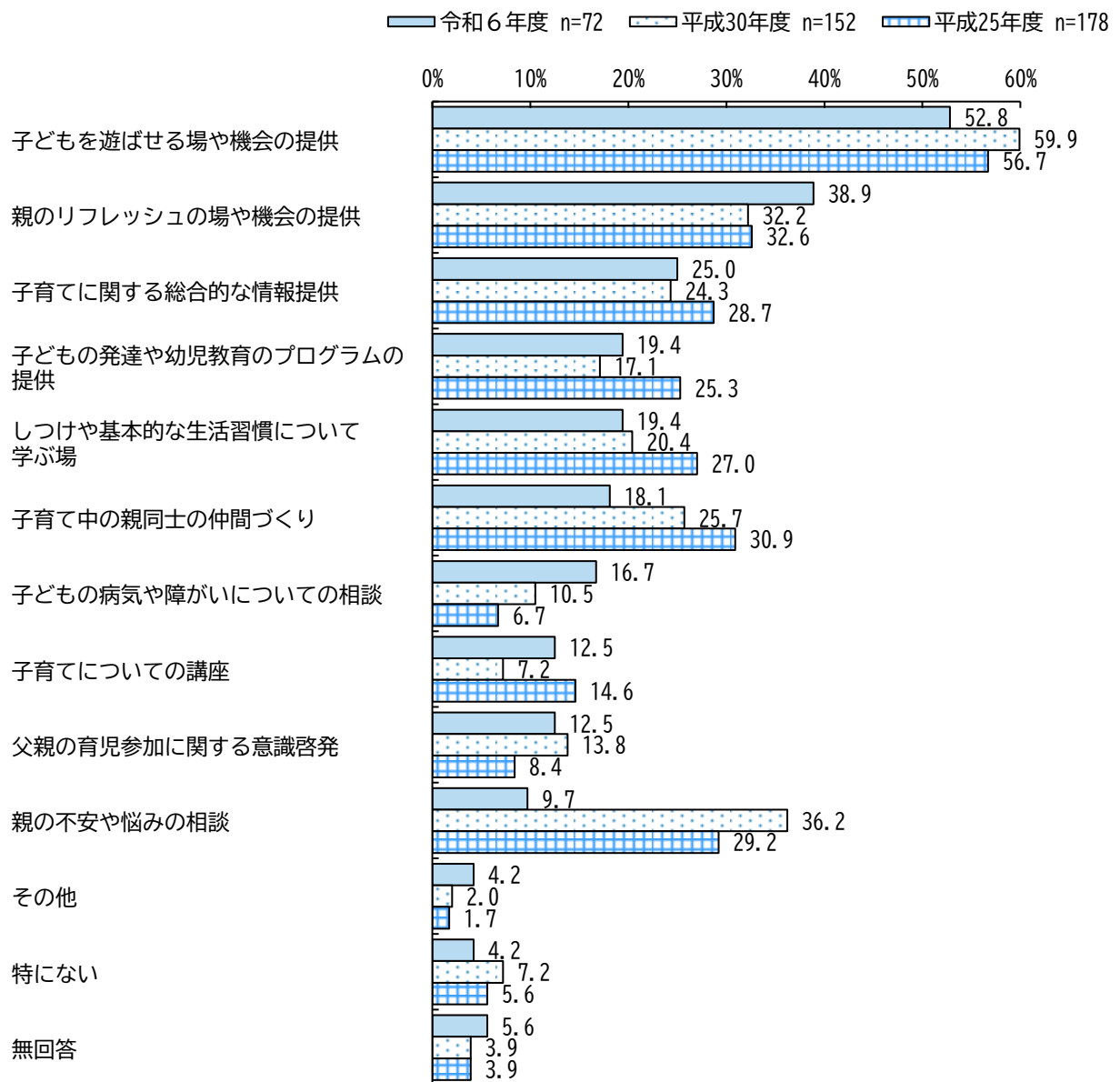
(SA)宛名のお子さんにかかりつけの（病気や発育について相談できる）医者がいますか。当てはまるものを1つお選びください。



こどものかかりつけ医の有無においては、「いる」が69.4%、「いない」が25.0%となっています。平成25年度以降、「いる」は減少傾向にあります。

10. 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス

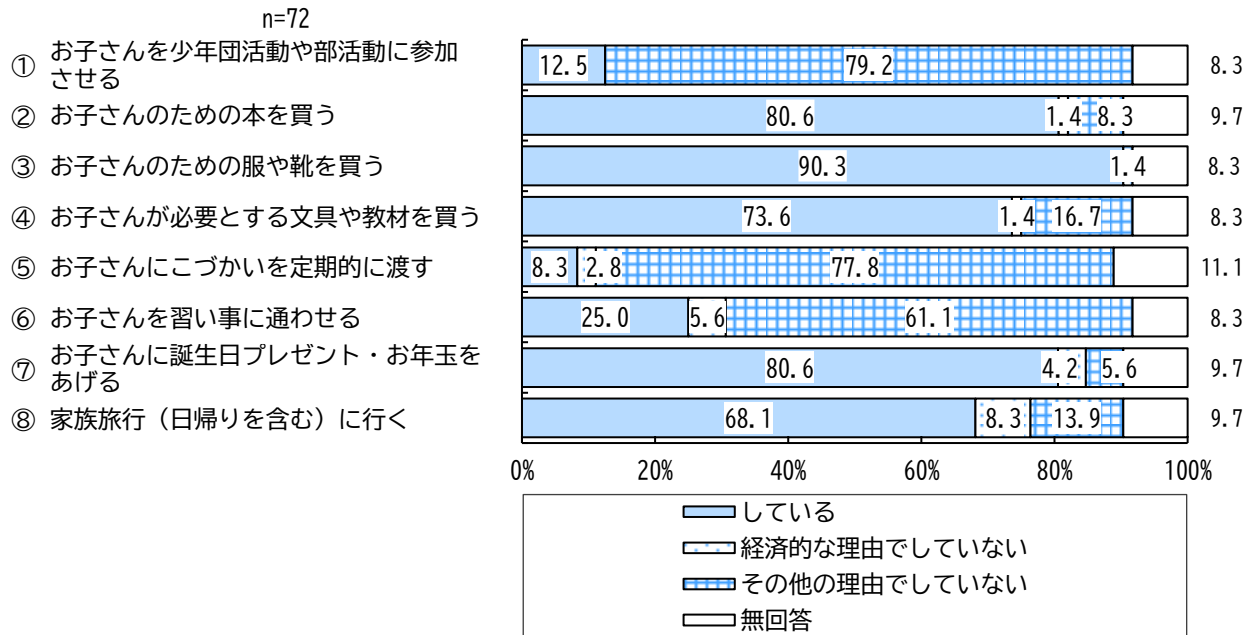
(MA)日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスはどのようなものだと思いますか。当てはまるものを3つお選びください。(3つまで)



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスにおいては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が52.8%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が38.9%、「子育てに関する総合的な情報提供」が25.0%などとなっています。平成25年度、平成30年度、令和6年度ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多くなっています。

11. 概ね1年の間に世帯で経験をしたこと

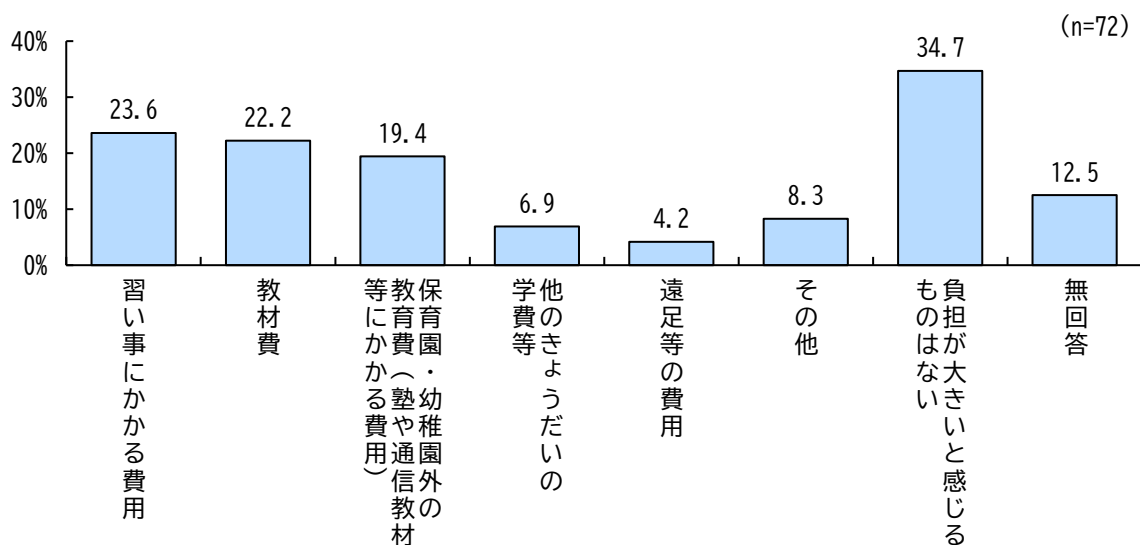
(SA)あなたの世帯では、概ね1年の間に、次のような経験をしたことがありますか。①～⑧のそれぞれについて1つずつお選びください。(それぞれひとつずつ)



概ね1年の間に世帯で経験をしたことにおいては、「している」が“③お子さんのための服や靴を買う”で90.3%と最も多く、次いで“②お子さんのための本を買う”、“⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる”で80.6%、“④お子さんが必要とする文具や教材を買う”で73.6%などとなっています。

12. 負担が大きいと感じる教育・保育にかかる経費

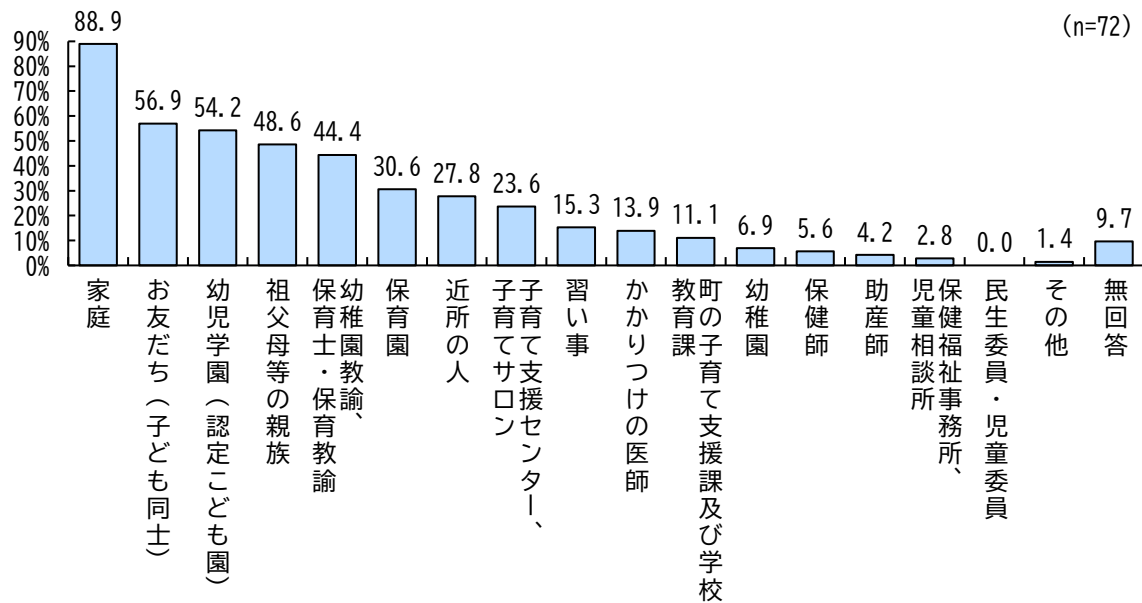
(MA)教育・保育にかかる経費について、負担が大きいと感じているものはありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



負担が大きいと感じる教育・保育にかかる経費においては、「習い事にかかる費用」が23.6%と最も多く、次いで「教材費」が22.2%、「保育園・幼稚園外の教育費（塾や通信教材等にかかる費用）」が19.4%などとなっています。また、「負担が大きいと感じるものはない」が34.7%となっています。

13. 子育てに影響すると思われる環境

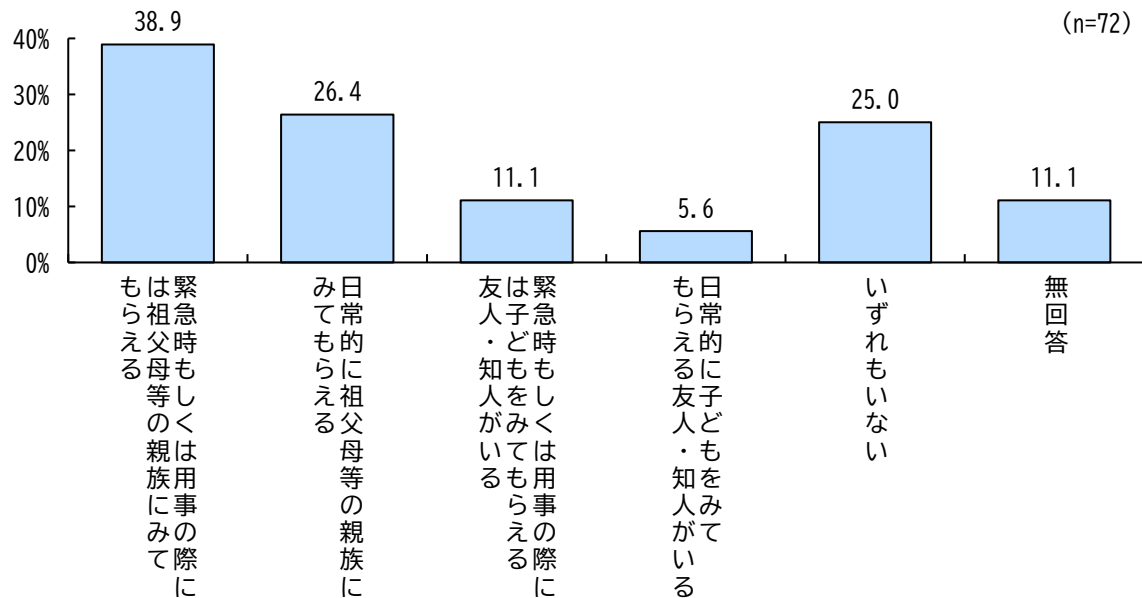
(MA)宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、影響すると思われる環境をすべてお選びください。



子育てに影響すると思われる環境においては、「家庭」が88.9%と最も多く、次いで「お友だち (子ども同士)」が56.9%、「幼児学園 (認定こども園)」が54.2%などとなっています。

14. こどもをみてもらえる親族・知人の有無

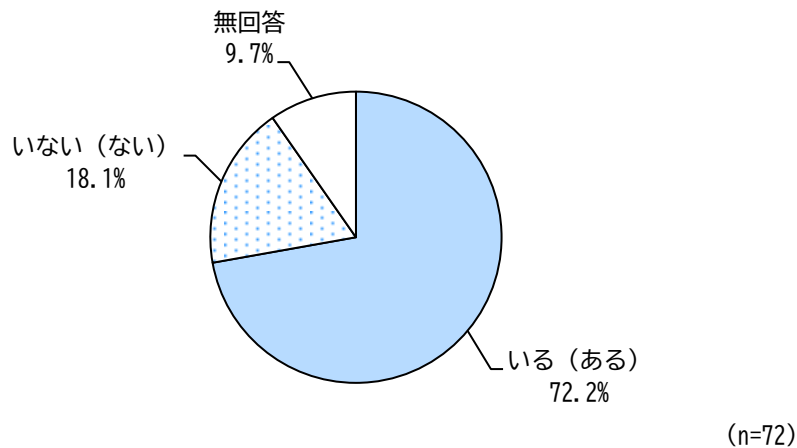
(MA)日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまるものをすべてお選びください。



こどもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が38.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が26.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてくれる友人・知人がいる」が11.1%などとなっています。また、「いずれもない」が25.0%となっています。

15. 子育てをする上で相談できる人の有無

(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまるものを1つお選びください。

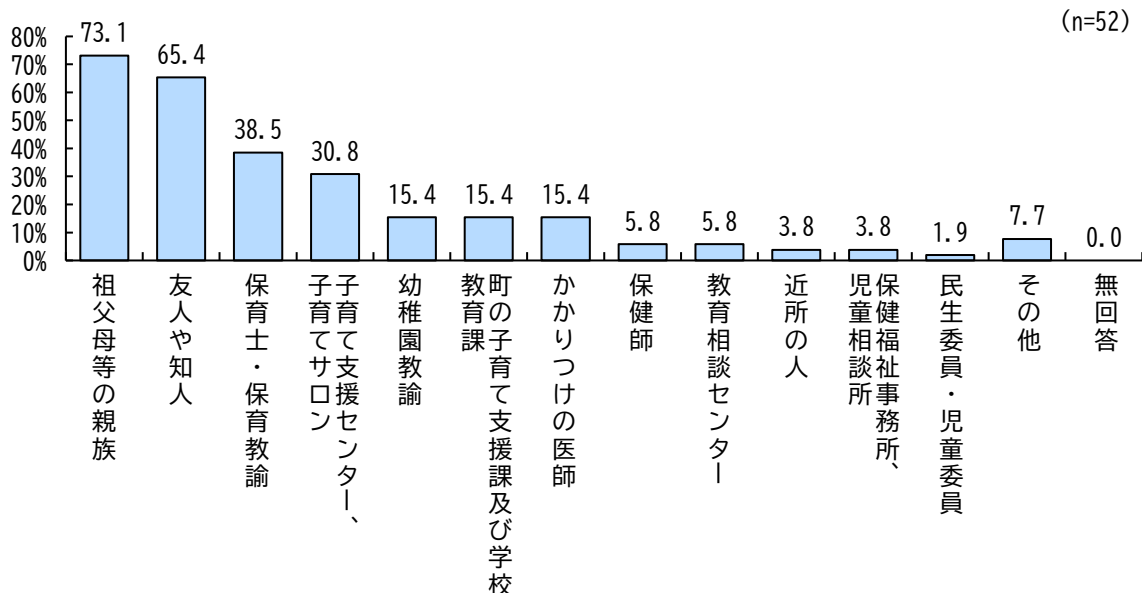


子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる（ある）」が72.2%、「いない（ない）」が18.1%となっています。

16. 子育てに関する気軽な相談先

〈15. 子育てをする上で相談できる人の有無〉で「いる（ある）」の方

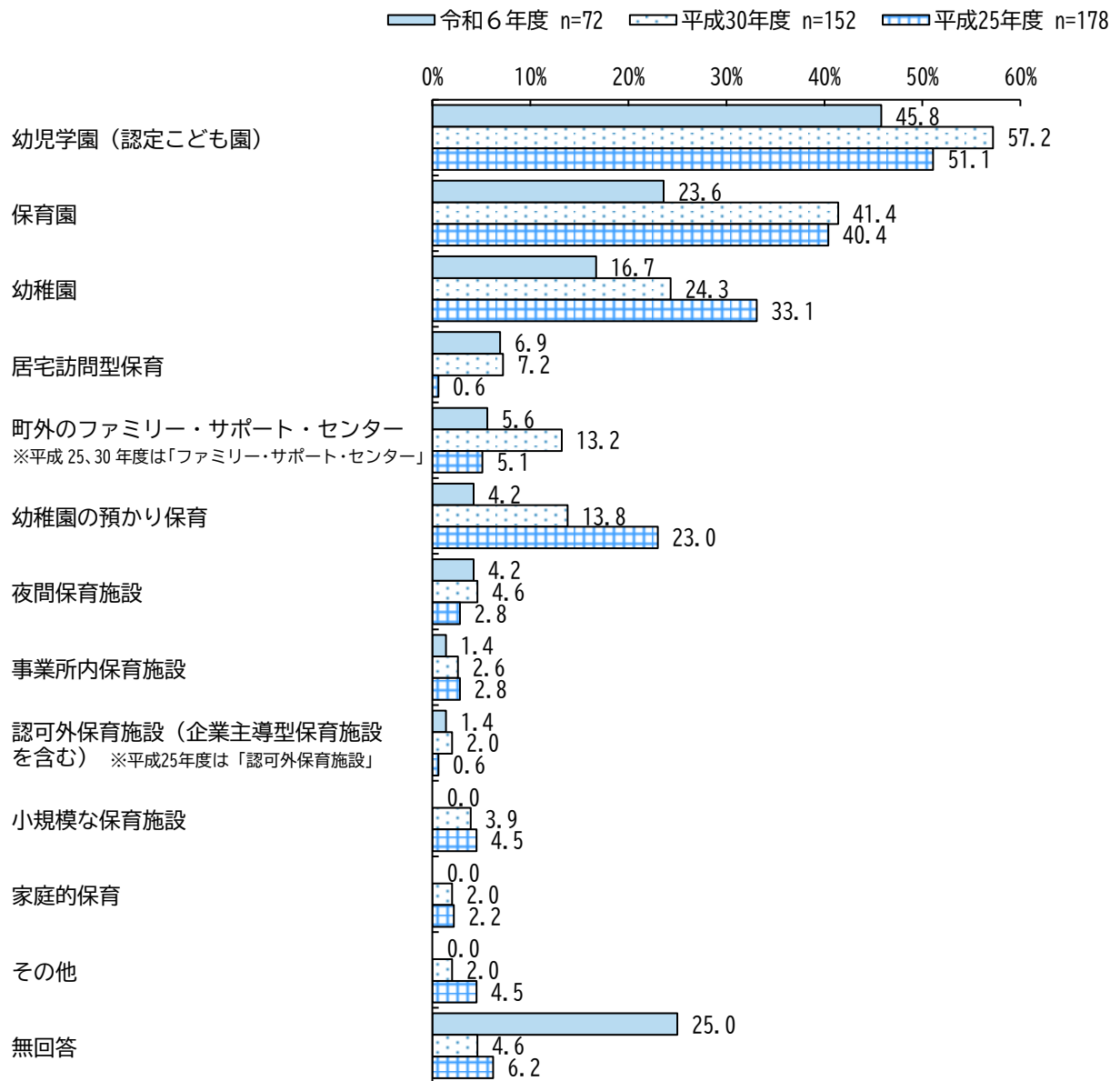
(MA)お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまるものをすべてお選びください。



子育てに関する気軽な相談先においては、「祖父母等の親族」が73.1%と最も多く、次いで「友人や知人」が65.4%、「保育士・保育教諭」が38.5%などとなっています。

17. 定期的に利用したい平日の教育・保育事業

(MA)すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまるものをすべてお選びください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用料がかかります。認可保育園の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。



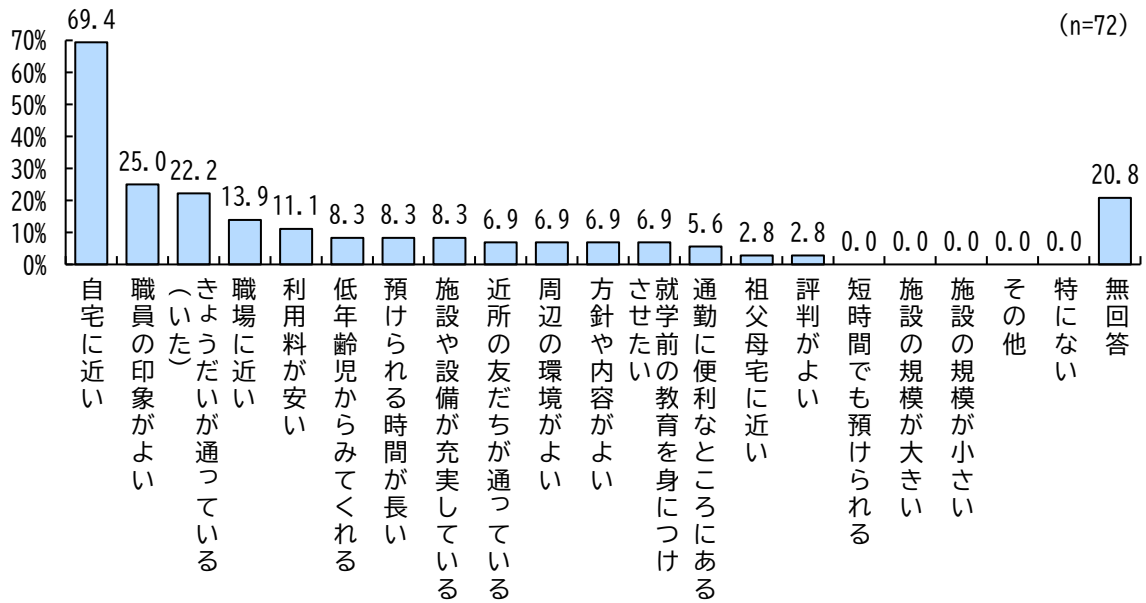
定期的に利用したい平日の教育・保育事業においては、「幼児学園（認定こども園）」が45.8%と最も多く、次いで「保育園」が23.6%、「幼稚園」が16.7%などとなっています。平成25年度以降、幼稚園の利用希望が減少傾向にあります。

18. 教育・保育事業を選ぶときに重視する点

(MA)教育・保育事業を選ぶとき、どのような点を重視しますか。当てはまるものを3つお選びください。

(3つまで)

(n=72)



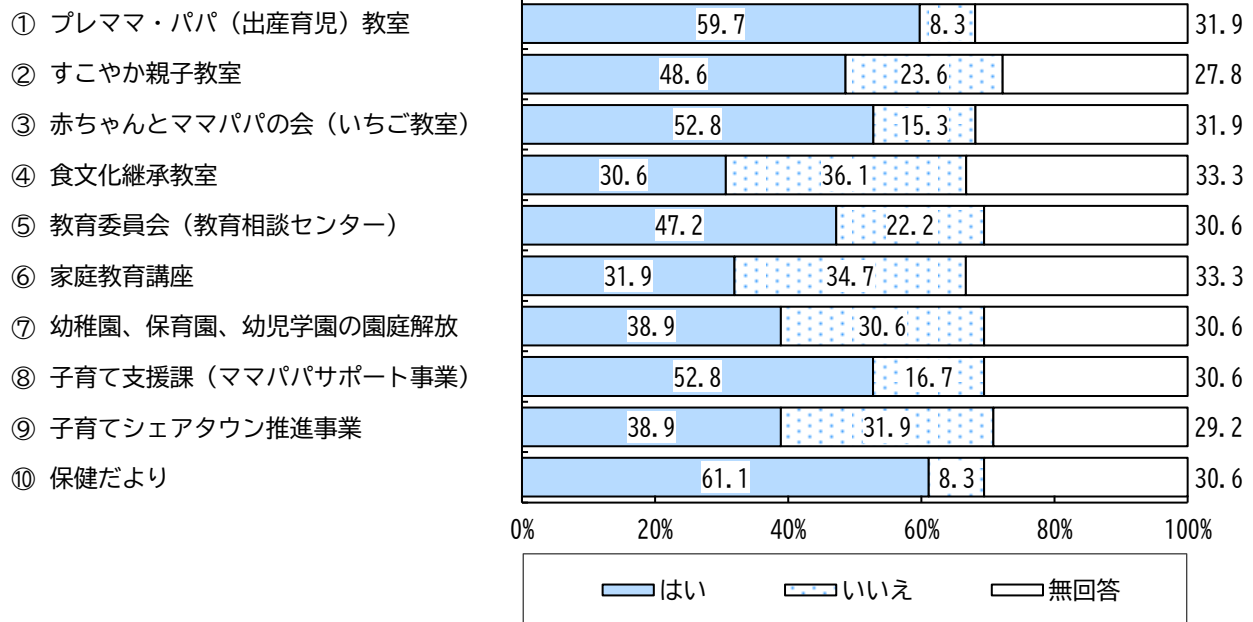
教育・保育事業を選ぶときに重視する点においては、「自宅に近い」が69.4%と最も多く、次いで「職員の印象がよい」が25.0%、「きょうだいが通っている (いた)」が22.2%などとなっています。

19. 事業の状況

(SA) 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑩の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかを選択してください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

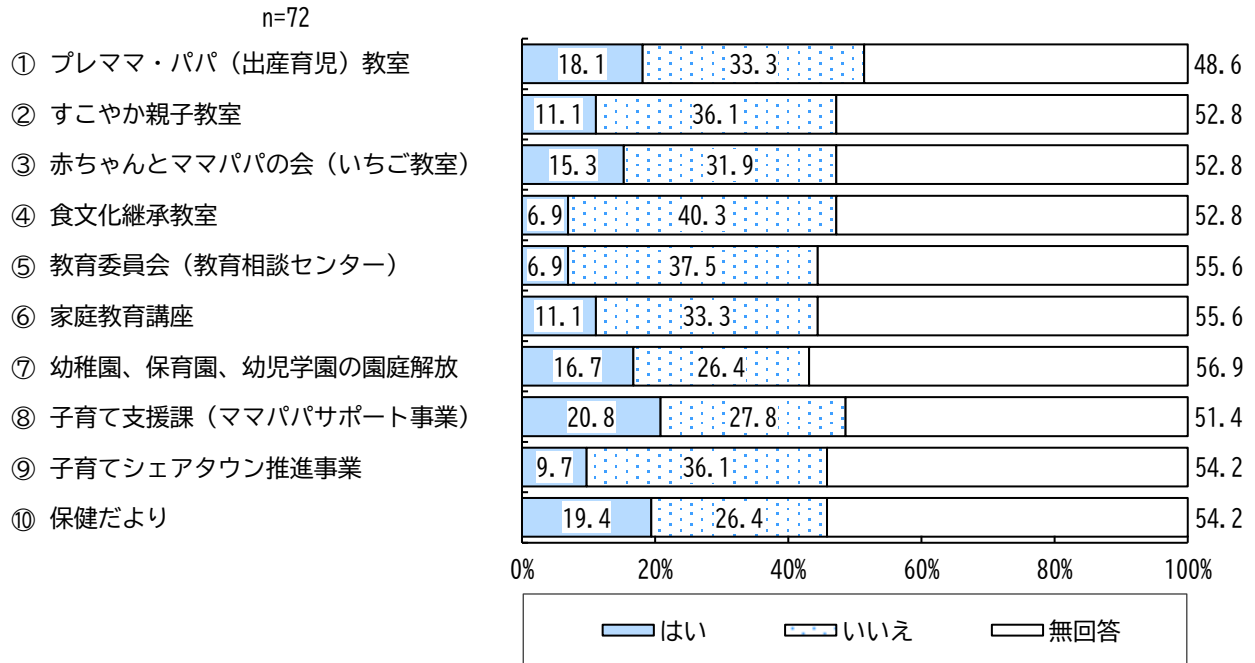
【A】認知度

n=72



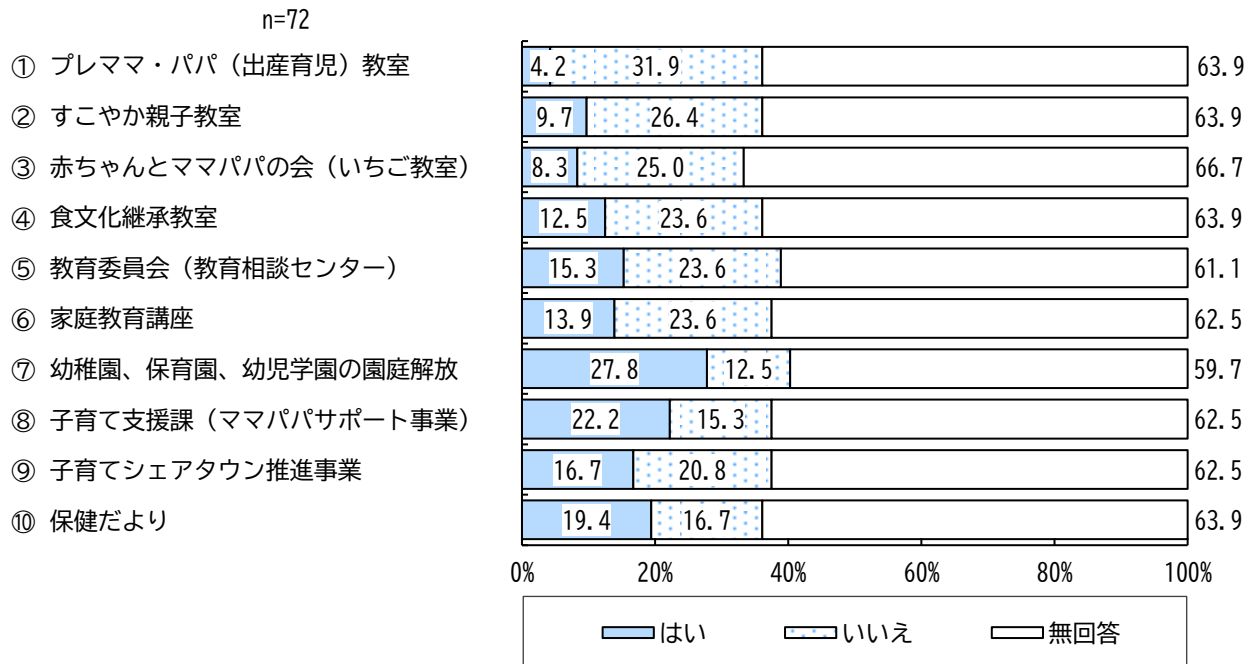
認知度においては、「はい」が“⑩保健だより”で61.1%と最も多く、次いで“①プレママ・パパ（出産育児）教室”で59.7%、“③赤ちゃん和妈妈パパの会（いちご教室）”、“⑧子育て支援課（ママパパサポート事業）”で52.8%などとなっています。

【B】利用状況



利用状況においては、「はい」が“⑧子育て支援課（ママパパサポート事業）”で20.8%と最も多く、次いで“⑩保健だより”で19.4%、“①プレママ・パパ（出産育児）教室”で18.1%などとなっています。

【C】利用希望

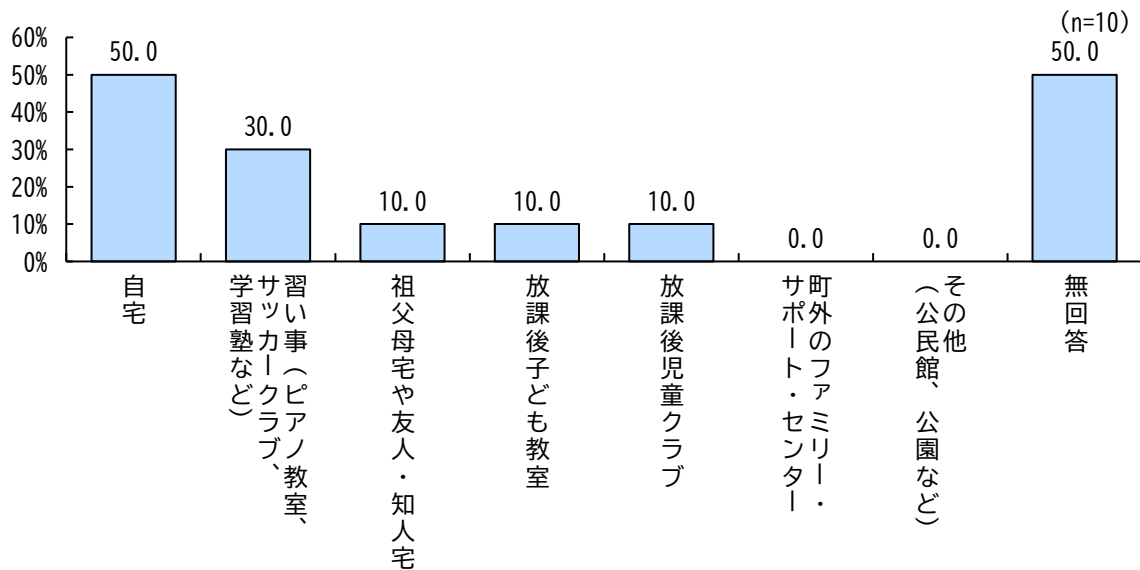


利用希望においては、「はい」が“⑦幼稚園、保育園、幼児学園の園庭解放”で27.8%と最も多く、次いで“⑧子育て支援課（ママパパサポート事業）”で22.2%、“⑩保健だより”で19.4%などとなっています。

20. こどもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「5歳以上」の方

(MA)宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

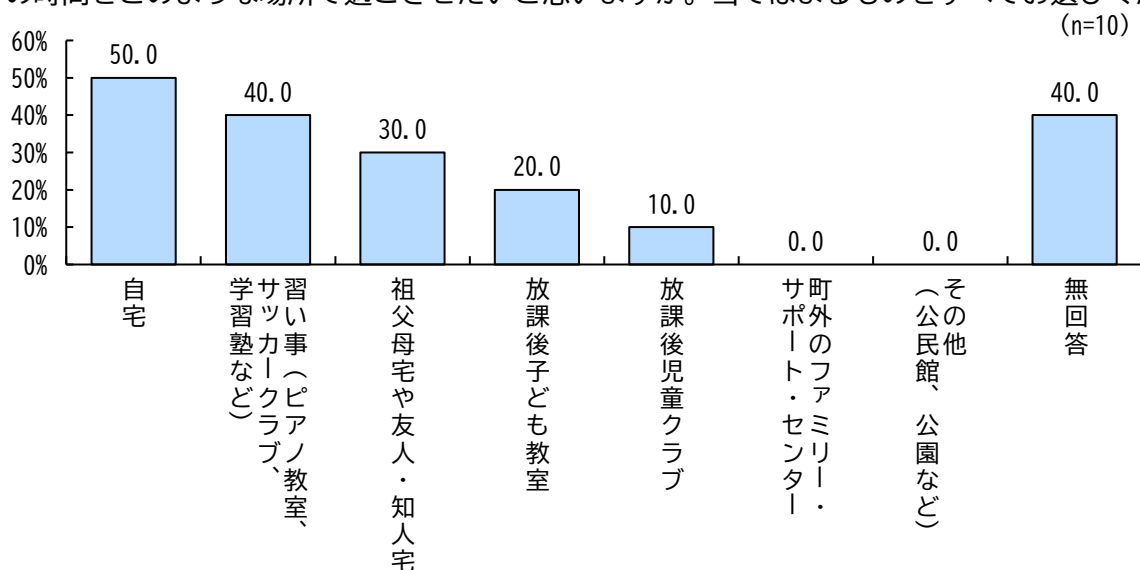


こどもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が50.0%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が30.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」が10.0%となっています。

21. こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「5歳以上」の方

(MA)宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

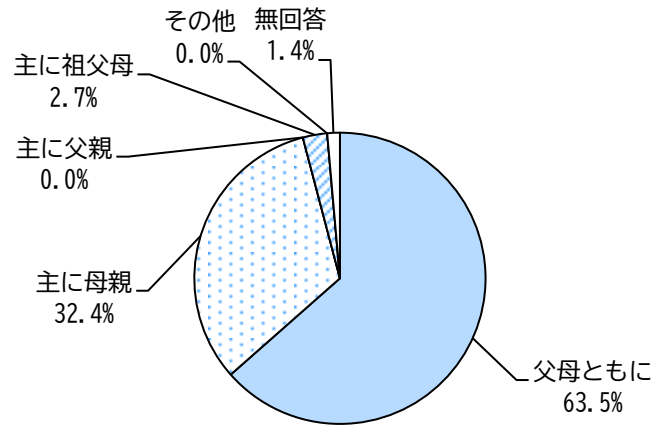


こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が50.0%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が40.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30.0%などとなっています。

3-3 調査結果【小学生】

1. 子育てを主に行っている人

(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係で当てはまるものを1つお選びください。

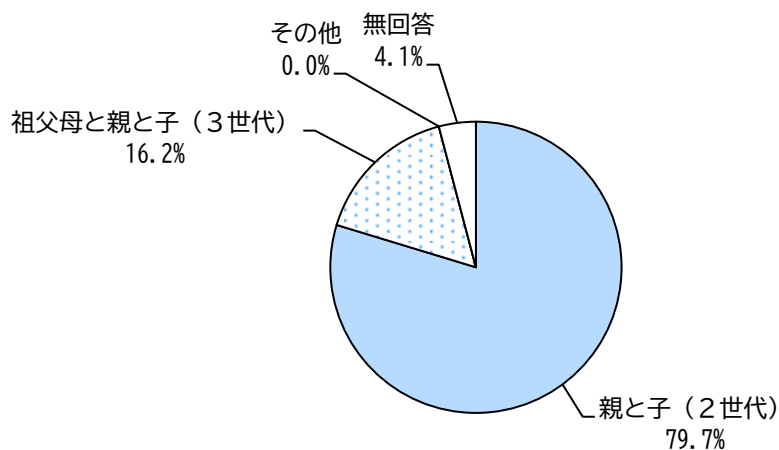


(n=74)

子育てを主に行っている人においては、「父母ともに」が63.5%と最も多く、次いで「主に母親」が32.4%、「主に祖父母」が2.7%となっています。

2. 世帯構成

(SA)世帯構成をお選びください。当てはまるものを1つお選びください。



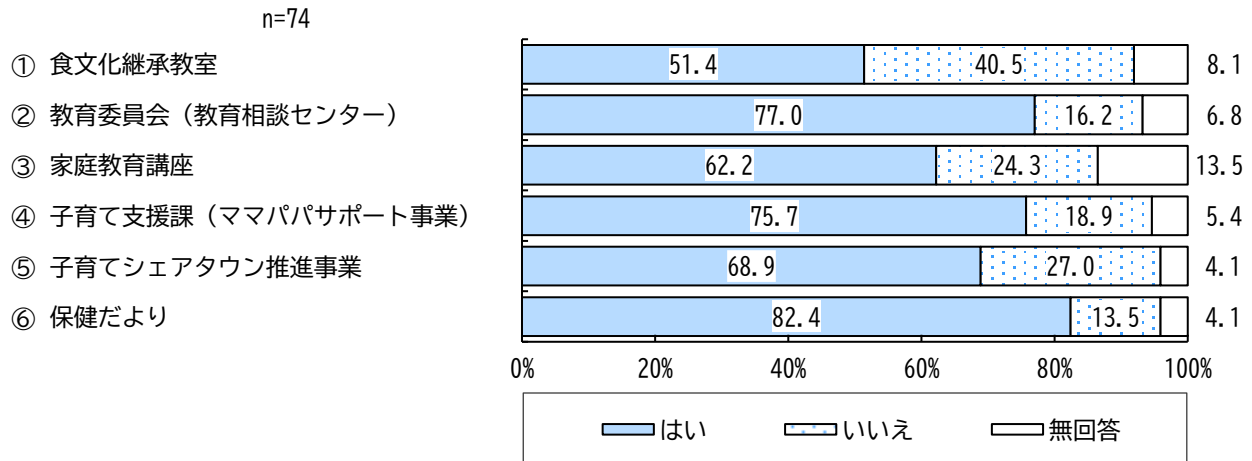
(n=74)

世帯構成においては、「親と子 (2世代)」が79.7%、「祖父母と親と子 (3世代)」が16.2%となっています。

3. 事業の状況

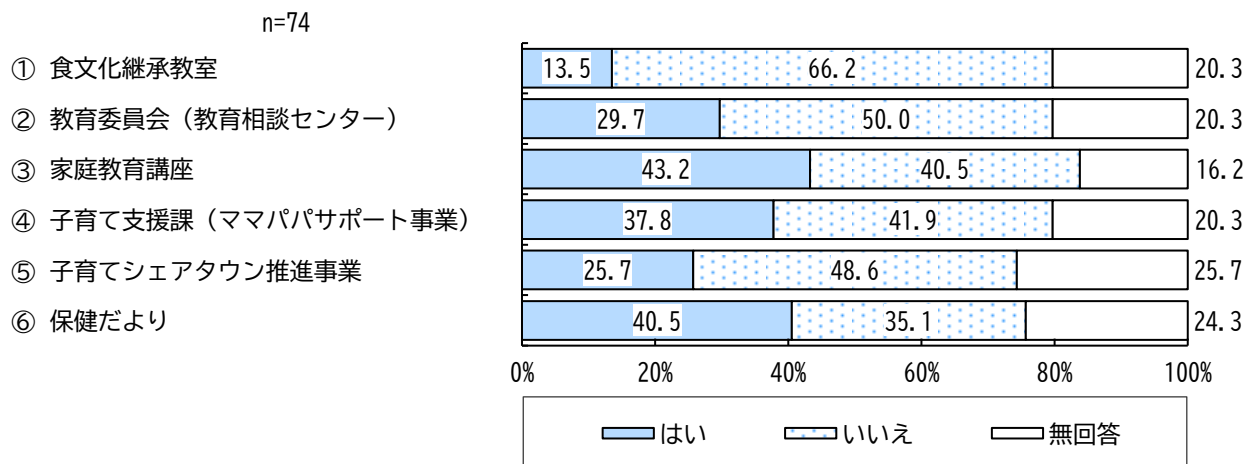
(SA) 次の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑥の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかを選択してください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

【A】認知度



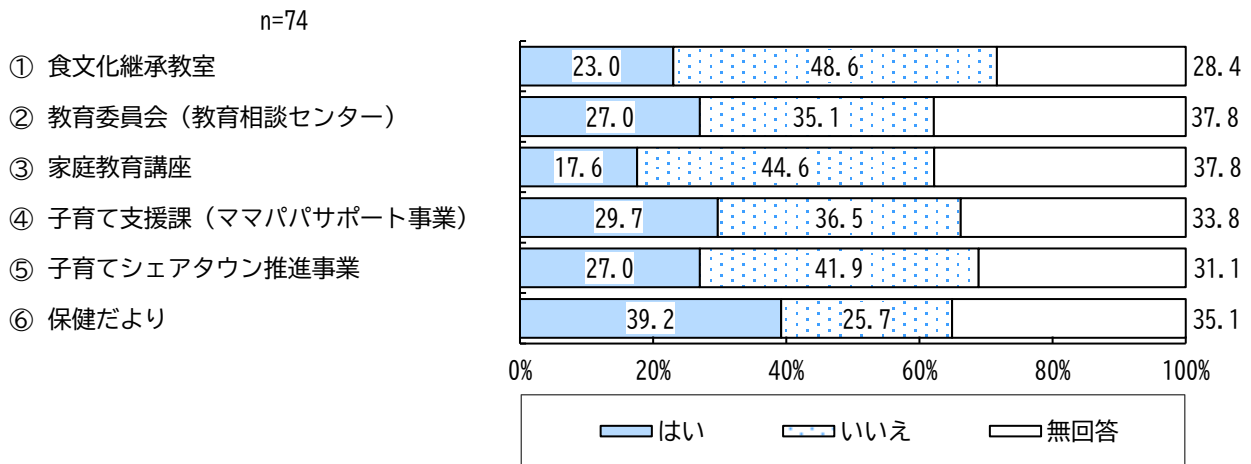
認知度においては、「はい」が“⑥保健だより”で82.4%と最も多く、次いで“②教育委員会（教育相談センター）”で77.0%、“④子育て支援課（ママパパサポート事業）”で75.7%などとなっています。

【B】利用状況



利用状況においては、「はい」が“③家庭教育講座”で43.2%と最も多く、次いで“⑥保健だより”で40.5%、“④子育て支援課（ママパパサポート事業）”で37.8%などとなっています。

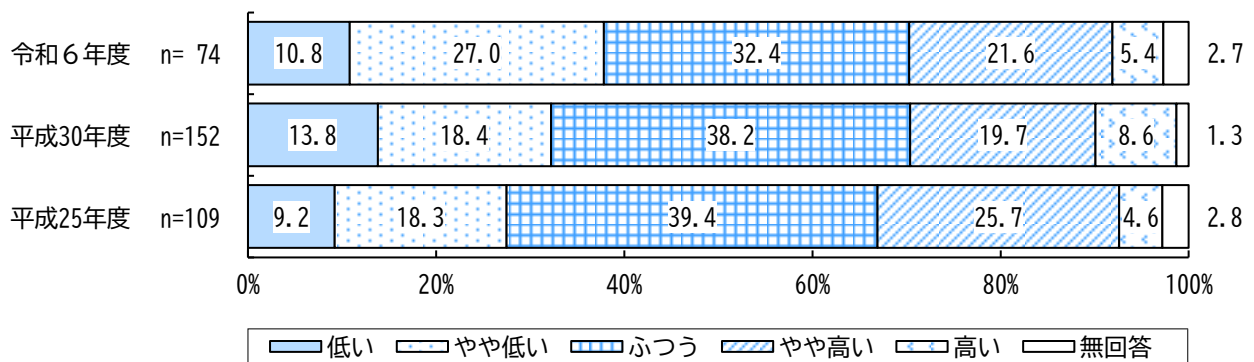
【C】利用希望



利用希望においては、「はい」が“⑥保健だより”で39.2%と最も多く、次いで“④子育て支援課（ママパパサポート事業）”で29.7%、“②教育委員会（教育相談センター）”、“⑤子育てシェアタウン推進事業”で27.0%などとなっています。

4. 町における子育て環境や支援の満足度

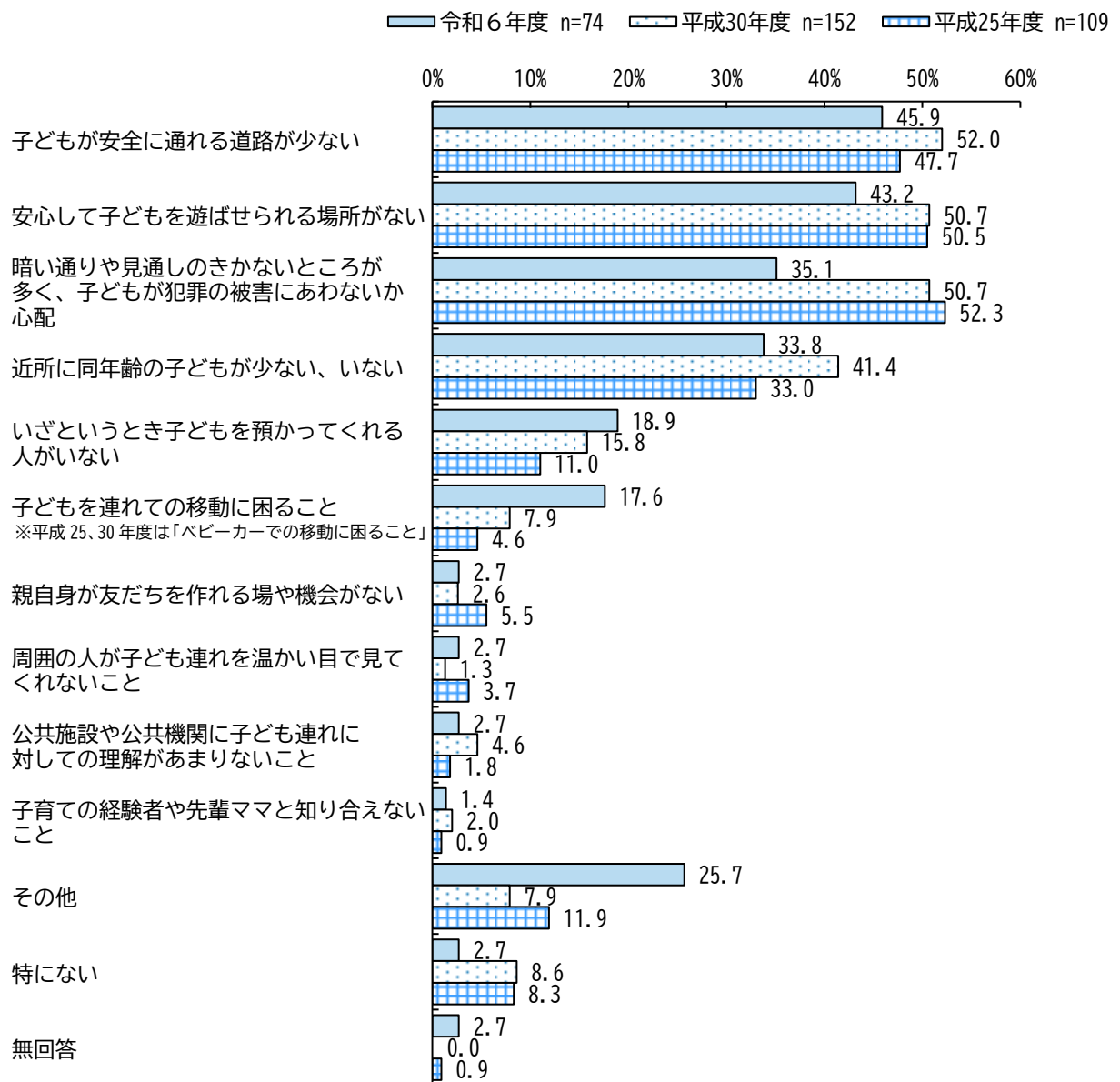
(SA)町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまるものを1つお選びください。



町における子育て環境や支援の満足度においては、令和6年度では「ふつう」が32.4%と最も多く、次いで「やや低い」が27.0%、「やや高い」が21.6%などとなっています。「低い」と「やや低い」を合わせた『低い』の割合が、平成25年度以降、徐々に多くなっています。

5. 子育てで困ること、困ったこと

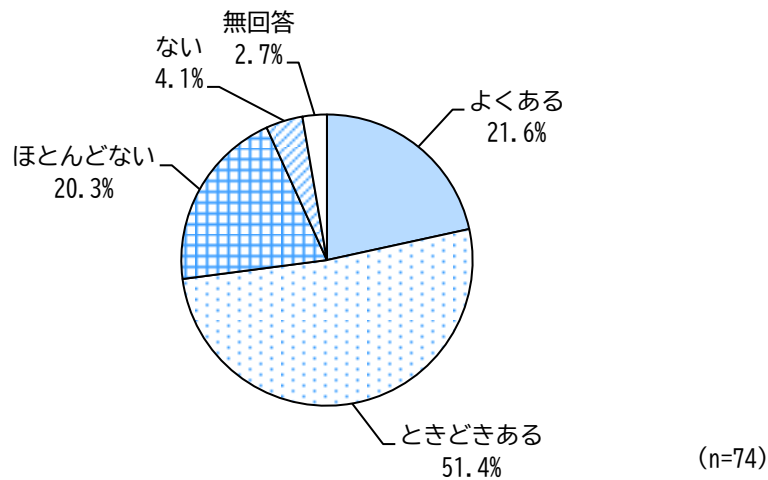
(MA)子育てを行っていて、困ること、困ったことはありますか。当てはまるものを3つお選びください。
(3つまで)



子育てで困ること、困ったことにおいては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」が45.9%と最も多く、次いで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が43.2%、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が35.1%などとなっています。「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」は、平成25年度、平成30年度では半数を超えていましたが、令和6年度ではやや少なくなっています。

6. 子育てでストレスを感じること

(SA)子育てを行っていて、ストレスを感じることはありますか。当てはまるものを1つお選びください。

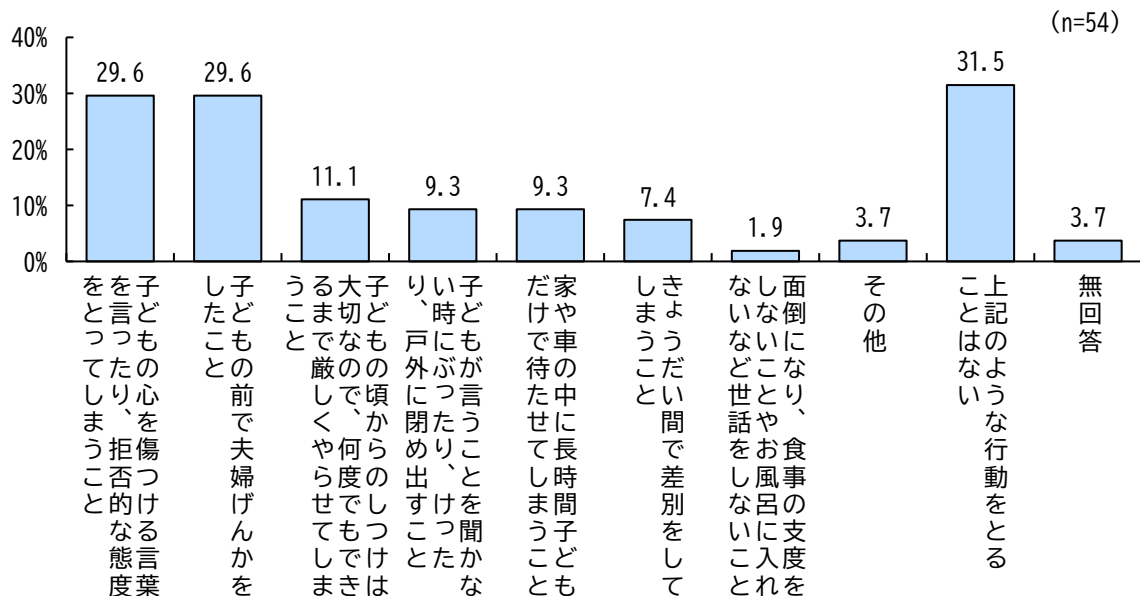


子育てでストレスを感じることは、「よくある」が21.6%、「ときどきある」が51.4%、「ほとんどない」が20.3%、「ない」が4.1%となっています。

7. ストレスを感じたときにとる行動

〈6. 子育てでストレスを感じること〉で「よくある」「ときどきある」の方

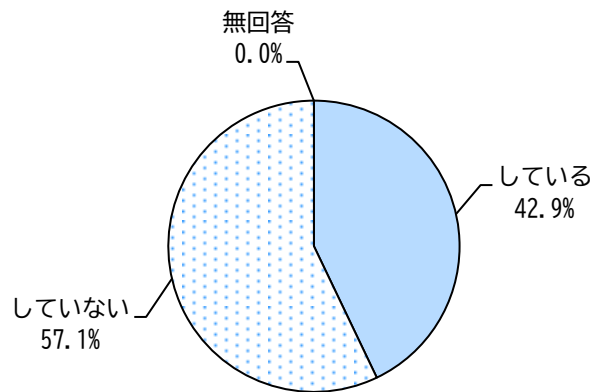
(MA)以下のような行動をとることがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



ストレスを感じたときにとる行動においては、「子どもの心をつぶす言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうこと」、「子どもの前で夫婦げんかをしたこと」が29.6%と最も多く、次いで「子どもの頃からのしつけは大切なので、何度でもできるまで厳しくやらせてしまうこと」が11.1%、「子どもが言うことを聞かない時にぶったり、けったり、戸外に閉め出すこと」、「家や車の中に長時間子どもだけで待たせてしまうこと」が9.3%などとなっています。また、「上記のような行動をとらない」が31.5%となっています。

8. 相談状況

〈7. ストレスを感じたときにとる行動〉で「上記のような行動をとることはない」以外の方(SA)そのようなときは、誰かに相談していますか。当てはまるものを1つお選びください。

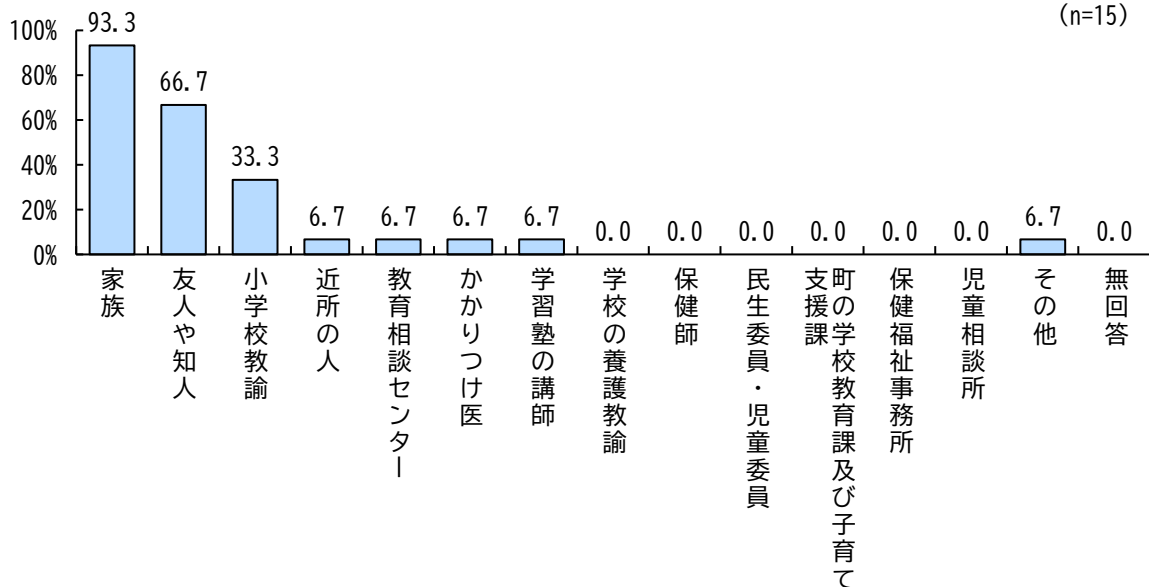


(n=35)

相談状況においては、「している」が42.9%、「していない」が57.1%となっています。

9. 相談先

〈8. 相談状況〉で「している」の方(MA)相談しているところはどこですか。当てはまるものをすべてお選びください。

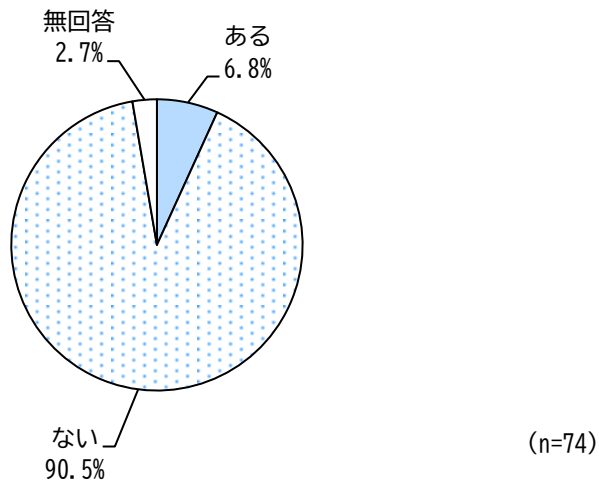


(n=15)

相談先においては、「家族」が93.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が66.7%、「小学校教諭」が33.3%などとなっています。

10. こどもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったこと

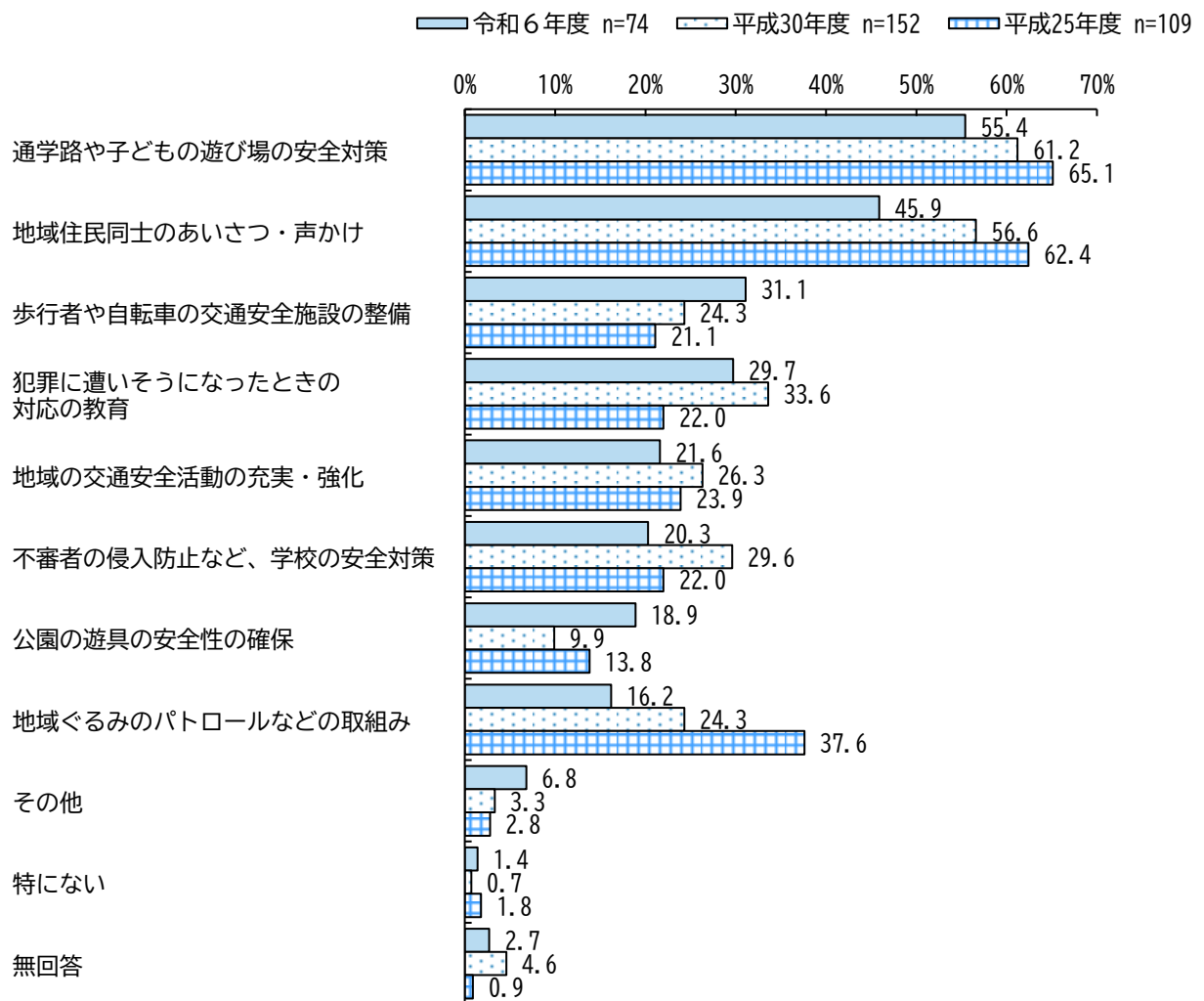
(SA)宛名のお子さんが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことはありますか。当てはまるものを1つお選びください。



こどもが事故や犯罪の被害に遭いそうになったことにおいては、「ある」が6.8%、「ない」が90.5%となっています。

11. こどもの安全を守るために重要なこと

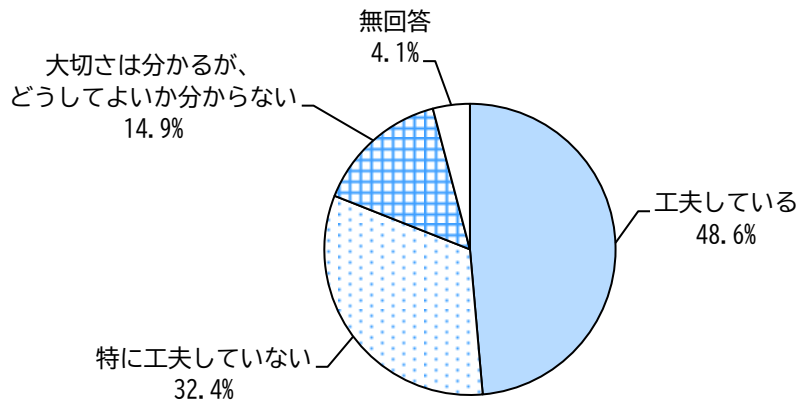
(MA)子どもの安全を守るために特に重要と思われることは次のうちどれですか。当てはまるものを3つお選びください。(3つまで)



こどもの安全を守るために重要なことにおいては、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が55.4%と最も多く、次いで「地域住民同士のあいさつ・声かけ」が45.9%、「歩行者や自転車の交通安全施設の整備」が31.1%などとなっています。経年でみると、大きな変化はみられませんでした。平成25年度以降、「歩行者や自転車の交通安全施設の整備」が増加傾向にあります。

12. 生命の大切さを教える工夫の実施状況

(SA)家庭でお子さんに生命の大切さを教える工夫をしていますか。当てはまるものを1つお選びください。

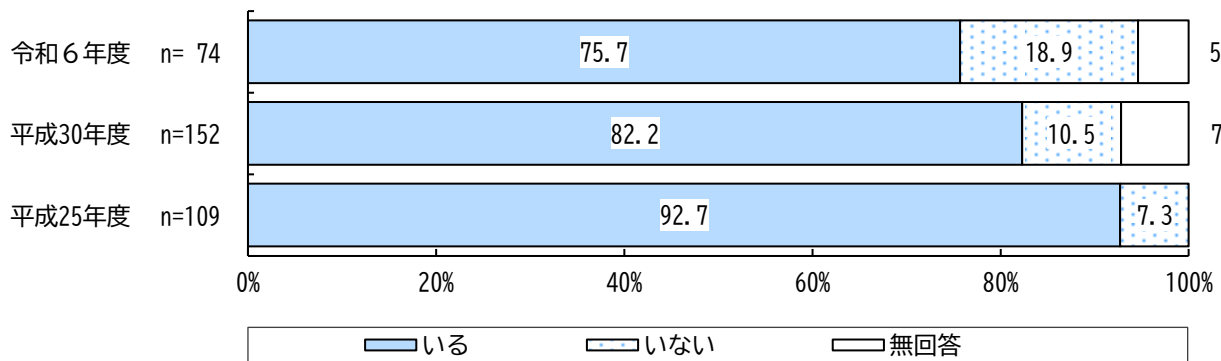


(n=74)

生命の大切さを教える工夫の実施状況においては、「工夫している」が48.6%、「特に工夫していない」が32.4%、「大切さは分かるが、どうしてよいか分からない」が14.9%となっています。

13. こどものかかりつけ医の有無

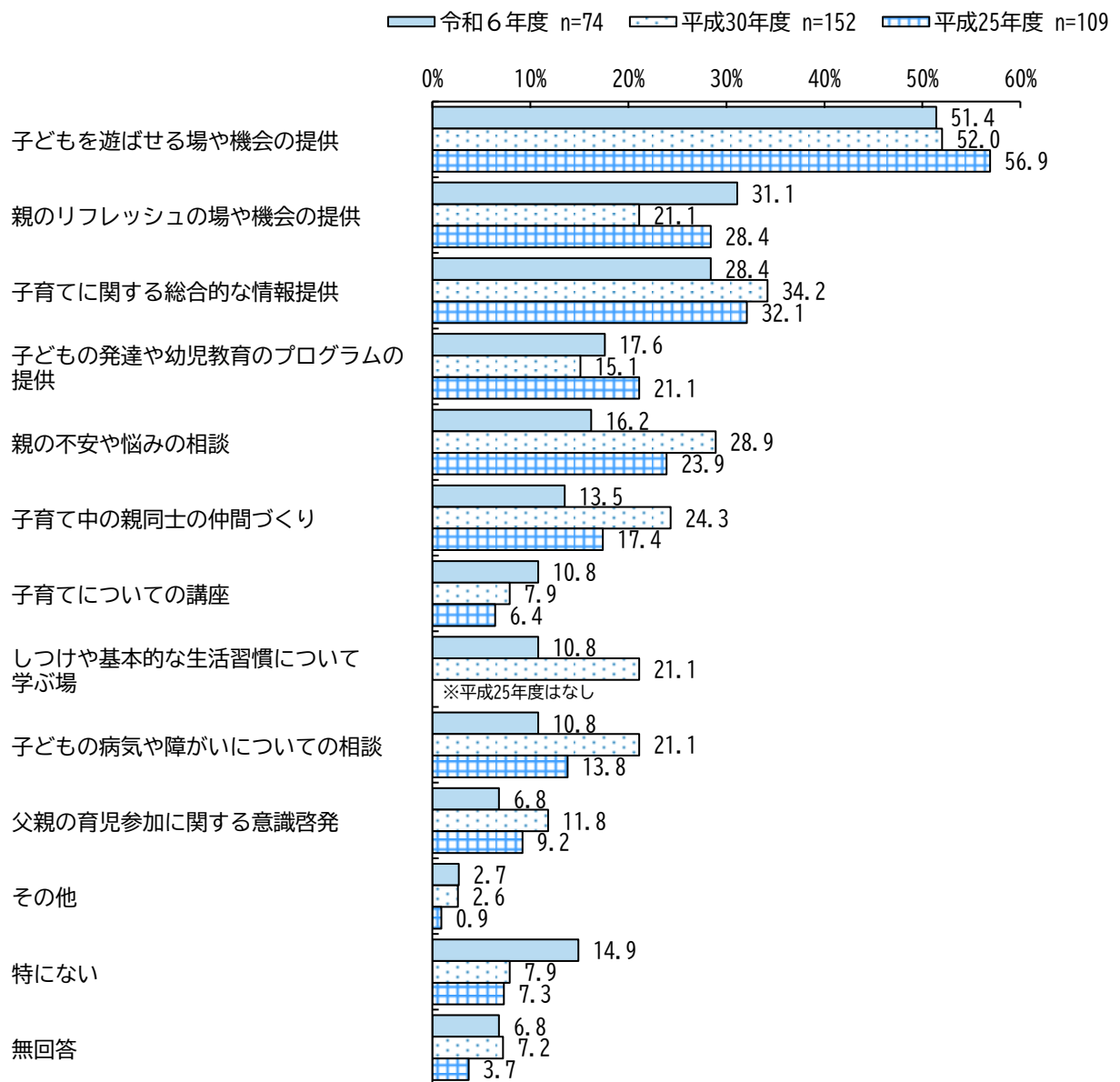
(SA)宛名のお子さんにかかりつけの（病気や発育について相談できる）医者がいますか。当てはまるものを1つお選びください。



こどものかかりつけ医の有無においては、「いる」が75.7%、「いない」が18.9%となっています。平成25年度以降、「いる」は減少傾向にあります。

14. 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス

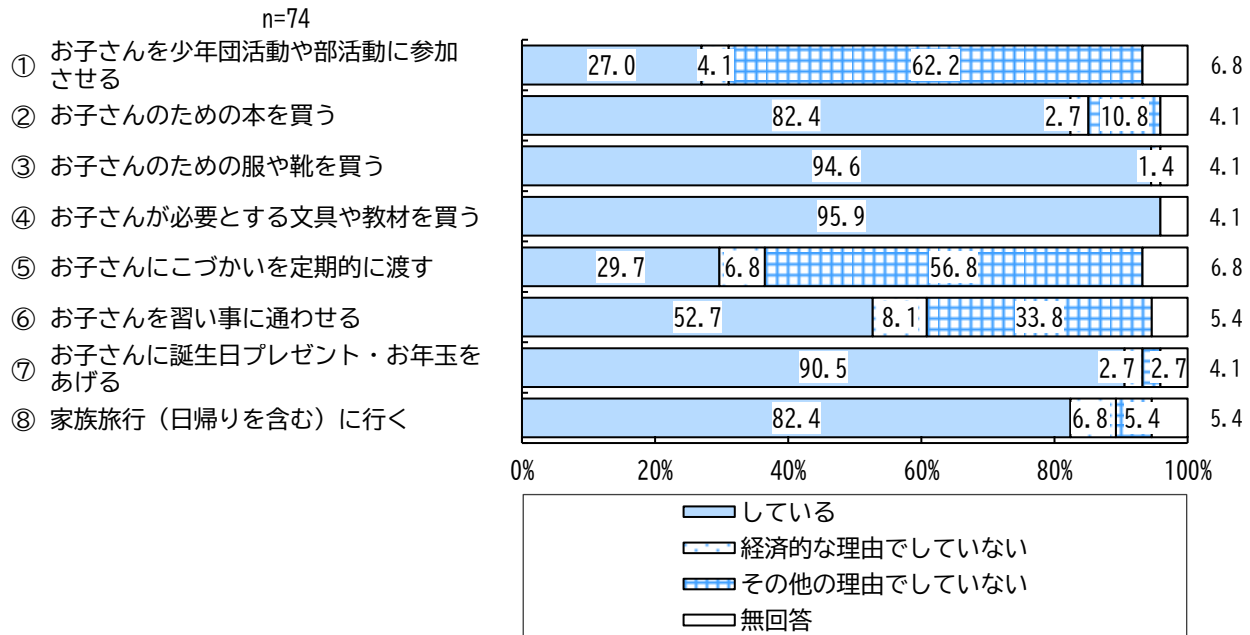
(MA)日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスはどのようなものだと思いますか。当
てはまるものを3つお選びください。(3つまで)



日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスにおいては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が51.4%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が31.1%、「子育てに関する総合的な情報提供」が28.4%などとなっています。平成25年度、平成30年度、令和6年度ともに「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も多くなっています。

15. 概ね1年の間に世帯で経験をしたこと

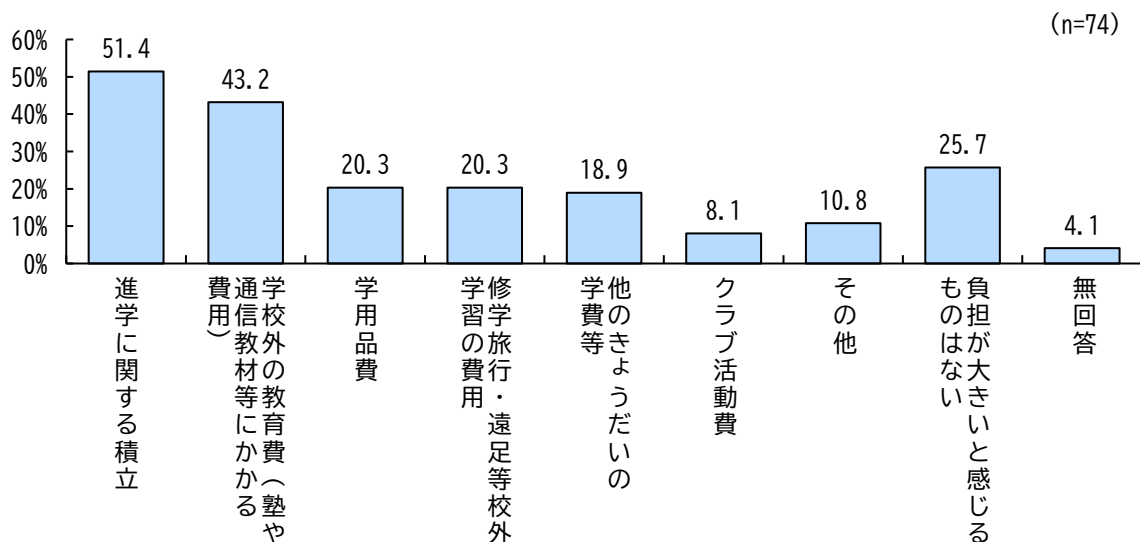
(SA)あなたの世帯では、概ね1年の間に、次のような経験をしたことがありますか。①～⑧のそれぞれについて当てはまるものを1つお選びください。(それぞれひとつずつ)



概ね1年の間に世帯で経験をしたことにおいては、「している」が“④お子さんが必要とする文具や教材を買う”で95.9%と最も多く、次いで“③お子さんのための服や靴を買う”で94.6%、“⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる”で90.5%などとなっています。

16. 負担が大きいと感じる教育にかかる経費

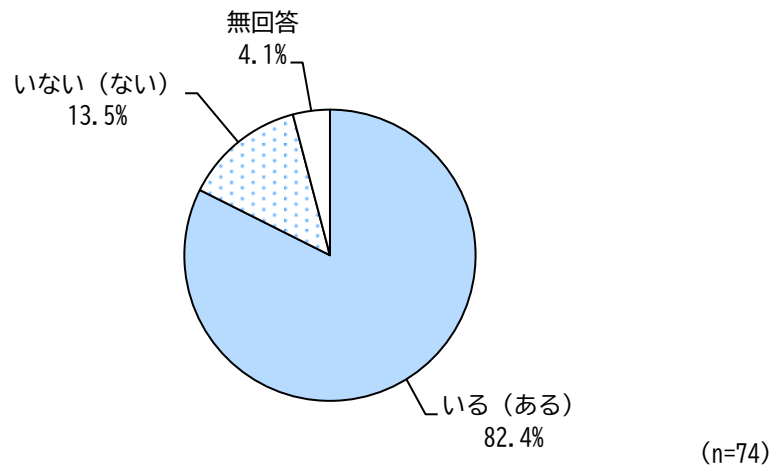
(MA)教育にかかる経費について、負担が大きいと感じているものはありますか。当てはまるものをすべてお選びください。



負担が大きいと感じる教育にかかる経費においては、「進学に関する積立」が51.4%と最も多く、次いで「学校外の教育費（塾や通信教材等にかかる費用）」が43.2%、「学用品費」、「修学旅行・遠足等校外学習の費用」が20.3%などとなっています。また、「負担が大きいと感じるものはない」が25.7%となっています。

17. 子育てをする上で相談できる人の有無

(SA)宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまるものを1つお選びください。

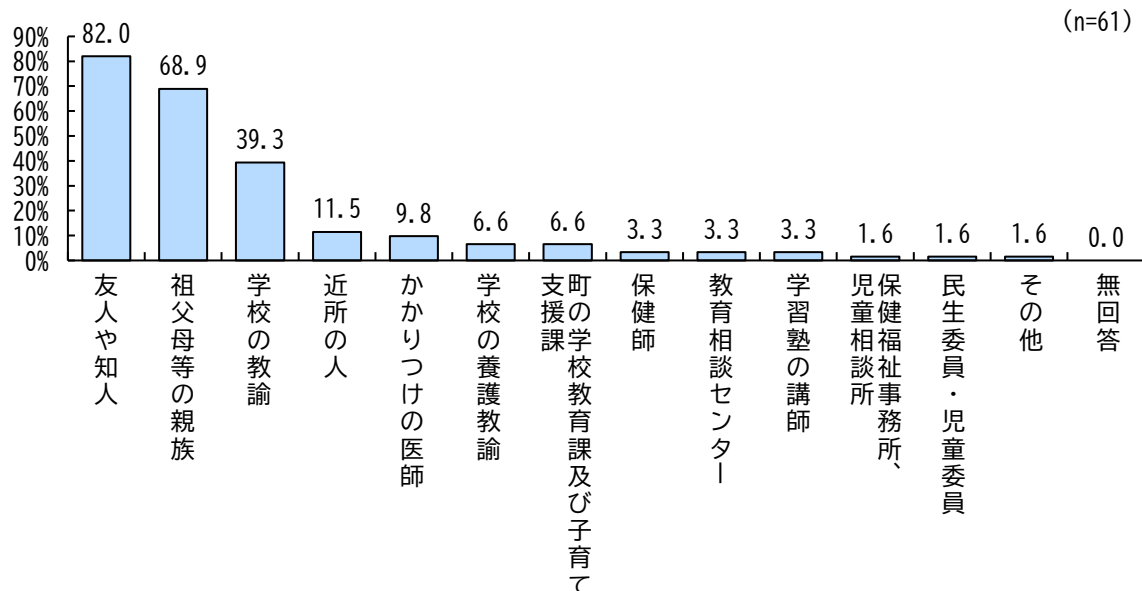


子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる（ある）」が82.4%、「いない（ない）」が13.5%となっています。

18. 子育てに関する気軽な相談先

〈17. 子育てをする上で相談できる人の有無〉で「いる（ある）」の方

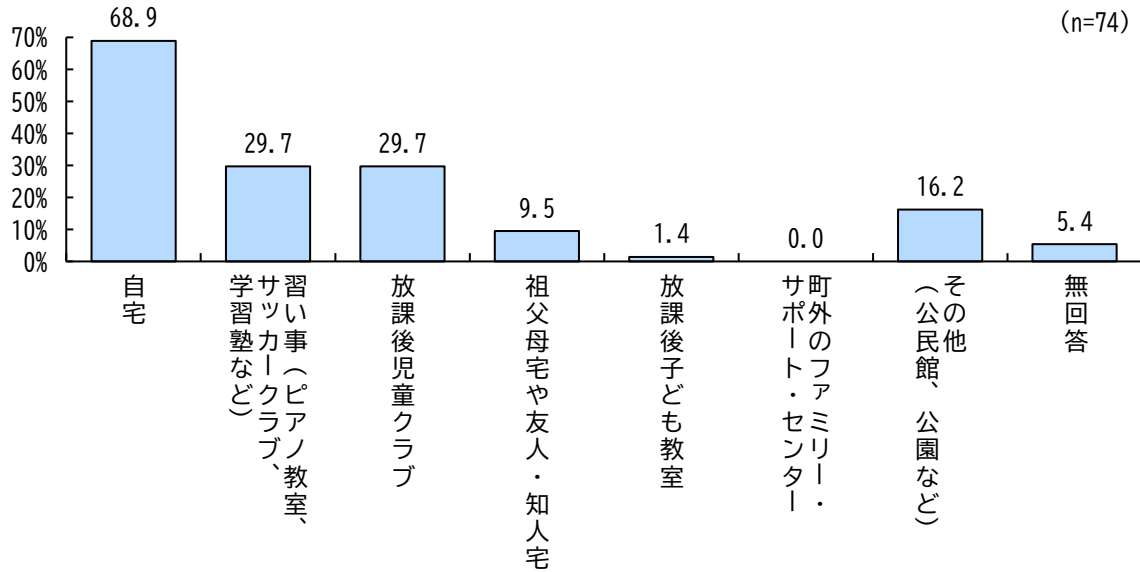
(MA)お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまるものをすべてお選びください。



子育てに関する気軽な相談先においては、「友人や知人」が82.0%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が68.9%、「学校の教諭」が39.3%などとなっています。

19. こどもが放課後の時間を過ごしている場所

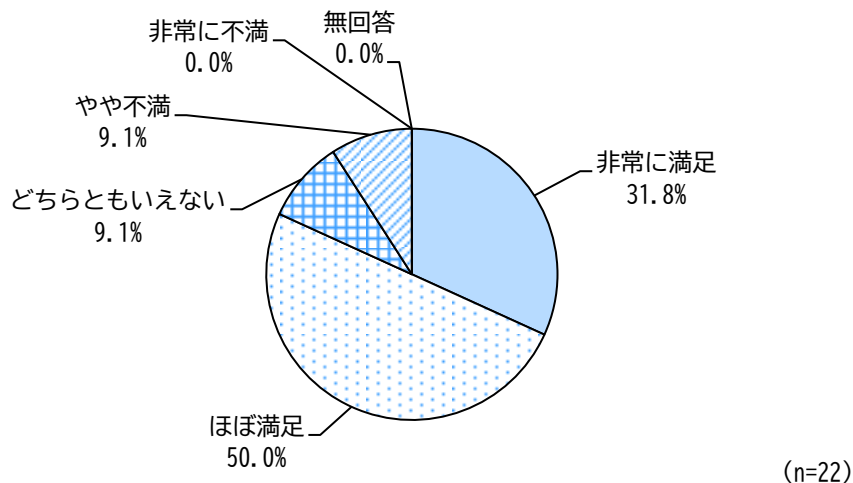
(MA)宛名のお子さんについて、現在、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。当てはまるものをすべてお選びください。



こどもが放課後の時間を過ごしている場所においては、「自宅」が68.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後児童クラブ」が29.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.5%などとなっています。

20. 放課後児童クラブの満足度

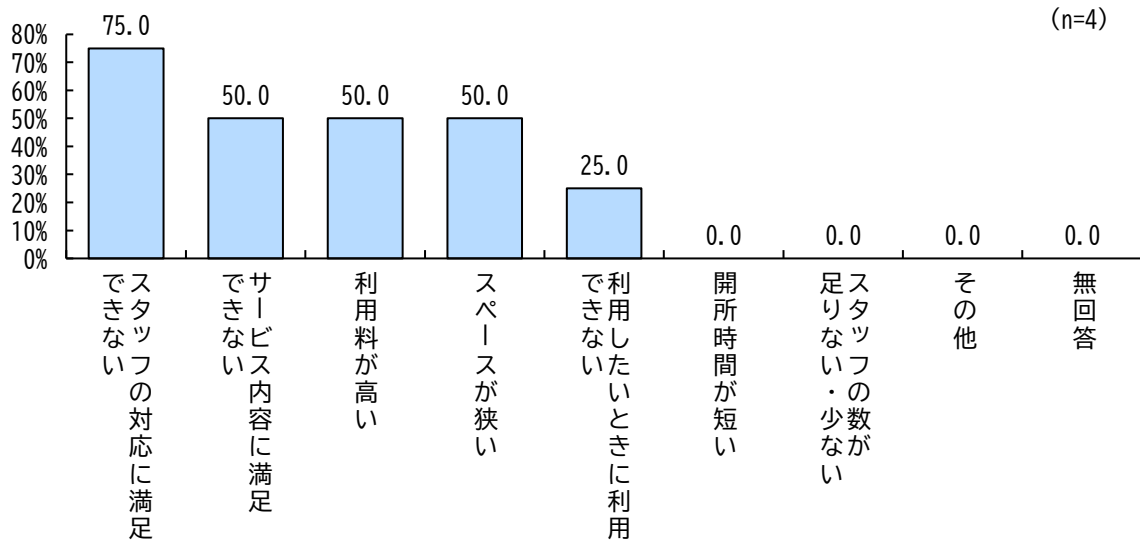
〈19. こどもが放課後の時間を過ごしている場所〉で「放課後児童クラブ」の方
(SA)放課後児童クラブの運営について満足していますか。当てはまるものを1つお選びください。



放課後児童クラブの満足度においては、「ほぼ満足」が50.0%と最も多く、次いで「非常に満足」が31.8%、「どちらともいえない」、「やや不満」が9.1%となっています。

21. 放課後児童クラブの不満な点

〈20. 放課後児童クラブの満足度〉で「どちらともいえない」「やや不満」「非常に不満」の方(MA)不満な点は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。

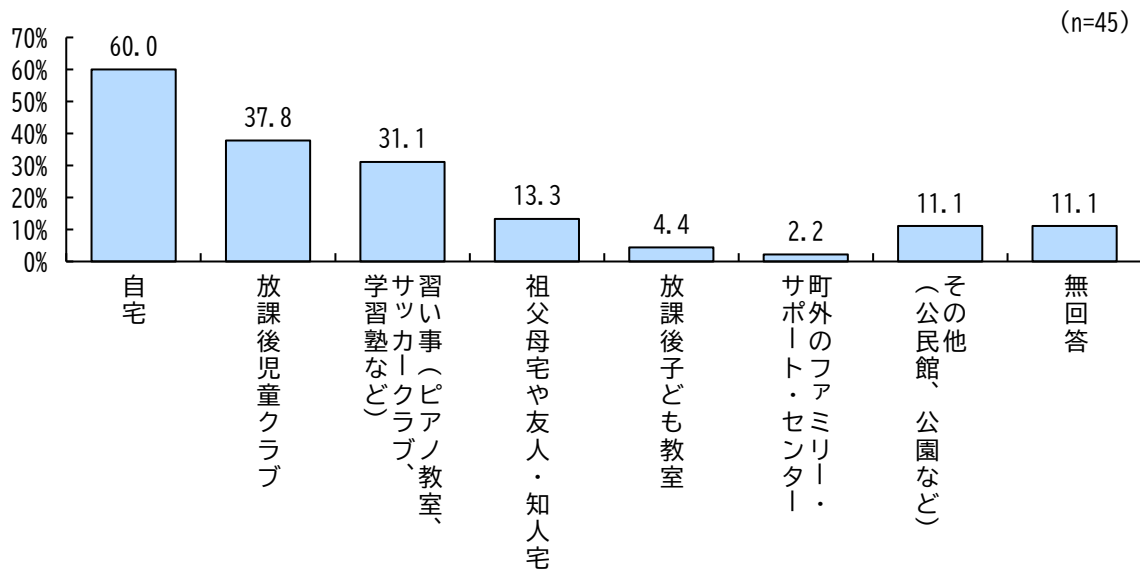


放課後児童クラブの不満な点においては、「スタッフの対応に満足できない」が75.0%と最も多く、次いで「サービス内容に満足できない」、「利用料が高い」、「スペースが狭い」が50.0%、「利用したいときに利用できない」が25.0%となっています。

22. こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「小学校低学年」の方

(MA)宛名のお子さんについて、小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

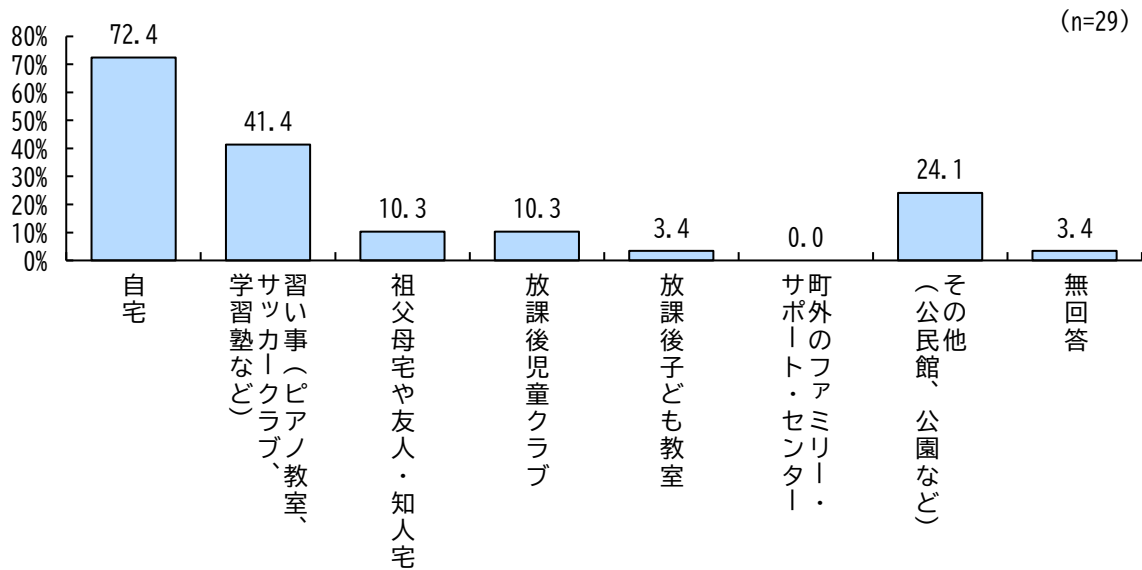


こどもが小学校高学年になったときに放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が60.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が37.8%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が31.1%などとなっています。

23. 今後こどもに放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんが「小学校高学年」の方

(MA)宛名のお子さんについて、今後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

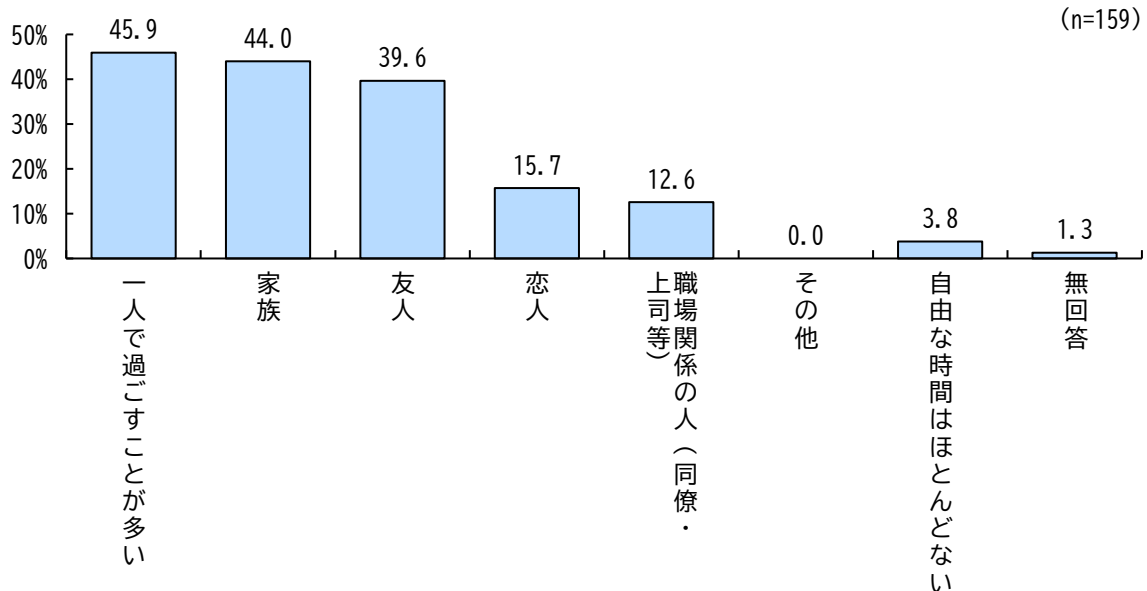


今後こどもに放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が72.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」が41.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ」が10.3%などとなっています。

3-4 調査結果【16～39歳】

1. 自由な時間を一緒に過ごす人

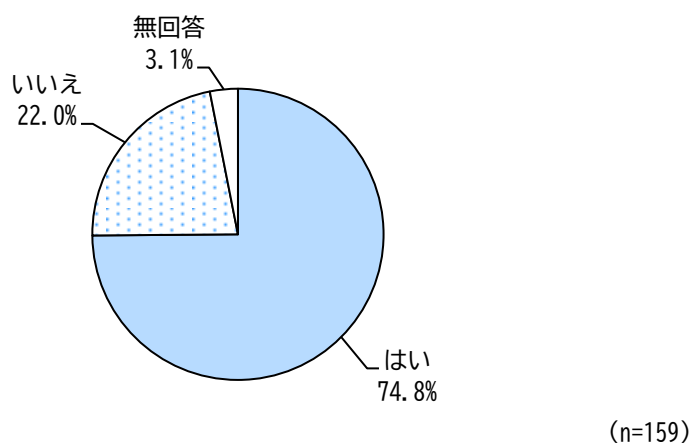
(MA)あなたは、仕事や学校、家事などのほかに自由な時間を過ごす場合に誰といっしょに過ごすことが多いですか。



自由な時間を一緒に過ごす人においては、「一人で過ごすことが多い」が45.9%と最も多く、次いで「家族」が44.0%、「友人」が39.6%などとなっています。

2. 親友の有無

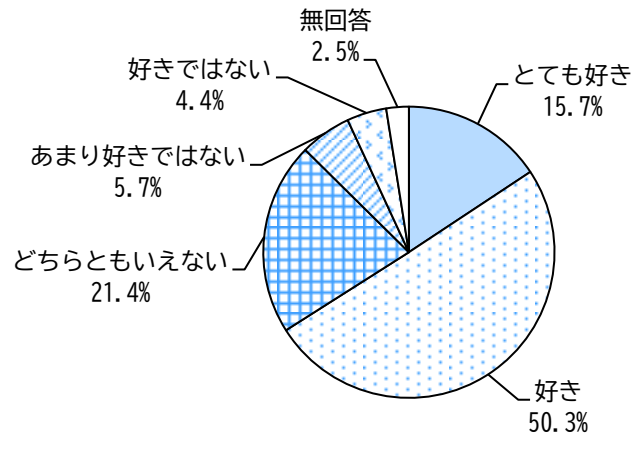
(SA)親友といえる友人がいますか。



親友の有無においては、「はい」が74.8%、「いいえ」が22.0%となっています。

3. 箱根町が好きか

(SA)あなたは、箱根町が好きですか。

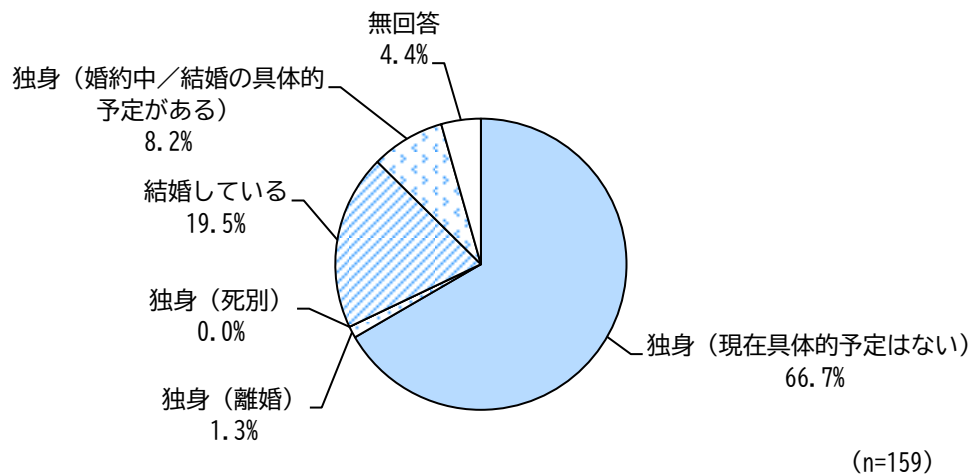


(n=159)

箱根町が好きかにおいては、「好き」が50.3%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が21.4%、「とても好き」が15.7%などとなっています。

4. 結婚経験

(SA)あなたの結婚経験についてお尋ねします。

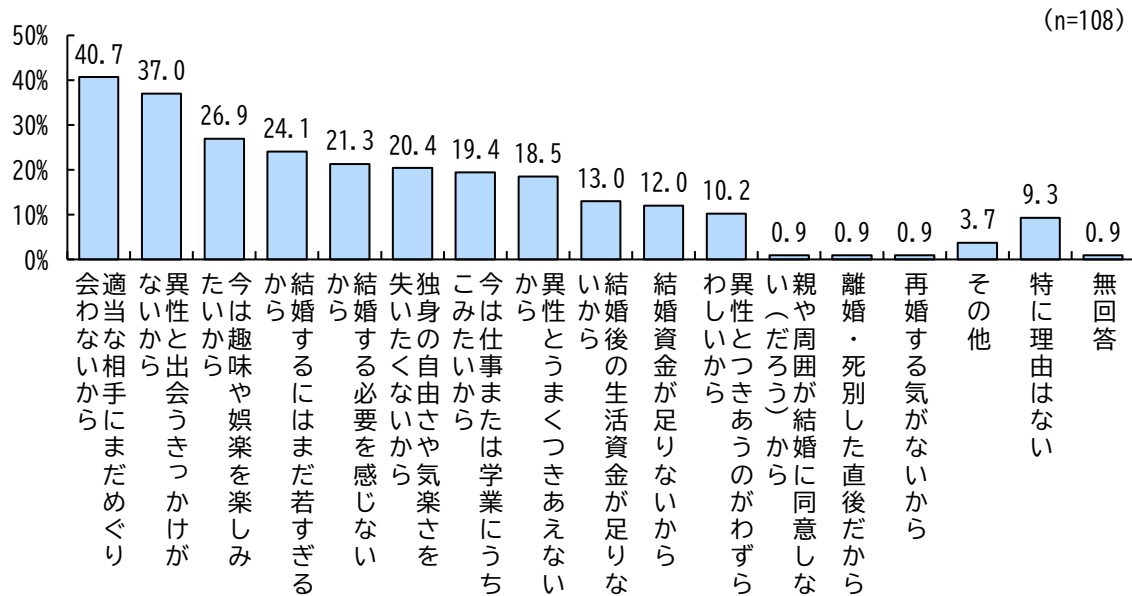


(n=159)

結婚経験においては、「独身（現在具体的予定はない）」が66.7%と最も多く、次いで「結婚している」が19.5%、「独身（婚約中／結婚の具体的予定がある）」が8.2%などとなっています。

5. 独身でいる理由

〈4. 結婚経験〉で「独身（現在具体的予定はない）」「独身（離婚）」「独身（死別）」の方（MA）あなたが現在独身でいる理由は何ですか。

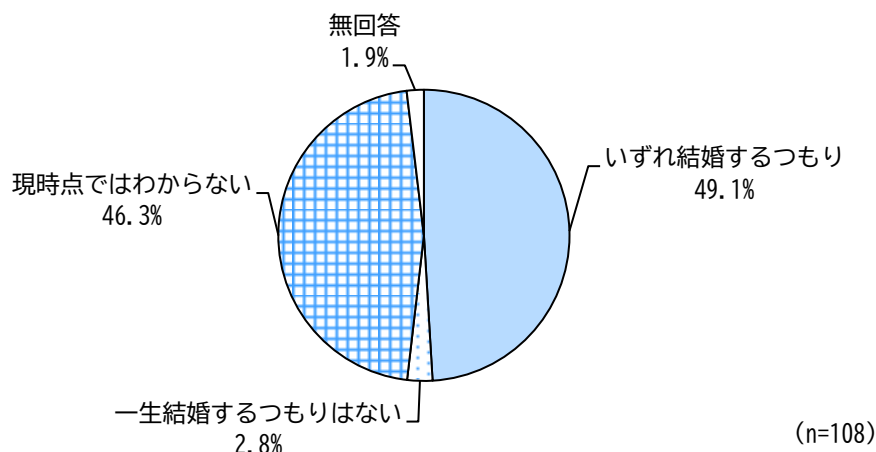


独身でいる理由においては、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が40.7%と最も多く、次いで「異性と出会うきっかけがないから」が37.0%、「今は趣味や娯楽を楽しみたいから」が26.9%などとなっています。

6. 結婚に対する考え

現在、独身の方

（SA）自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどれですか。

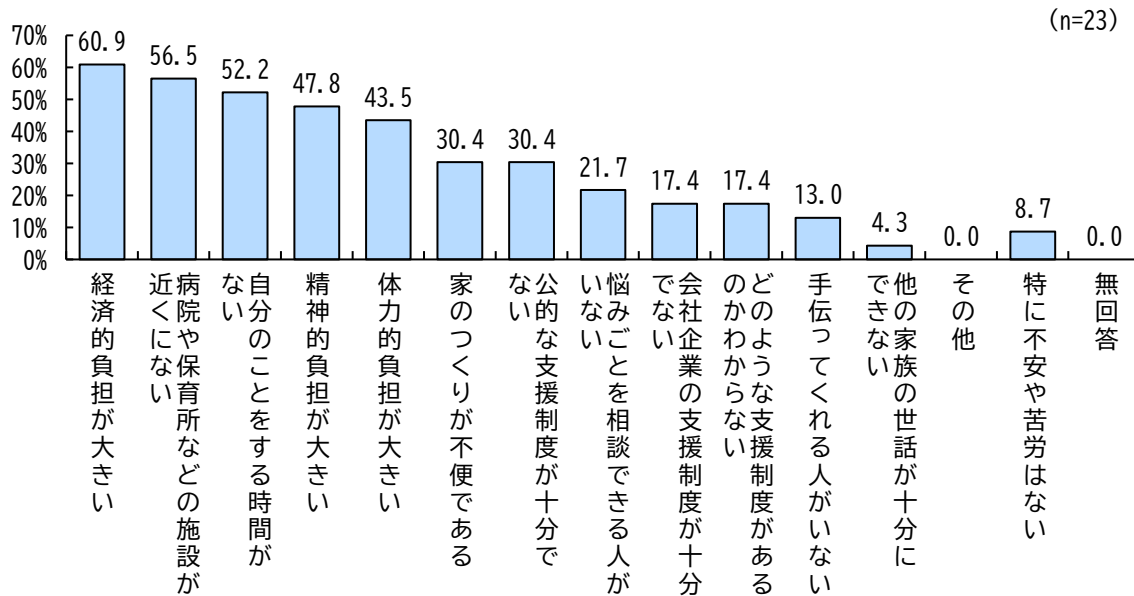


結婚に対する考えにおいては、「いずれ結婚するつもり」が49.1%、「一生結婚するつもりはない」が2.8%、「現時点ではわからない」が46.3%となっています。

7. 出産、育児に際しての不安や苦勞

こどもがいる方

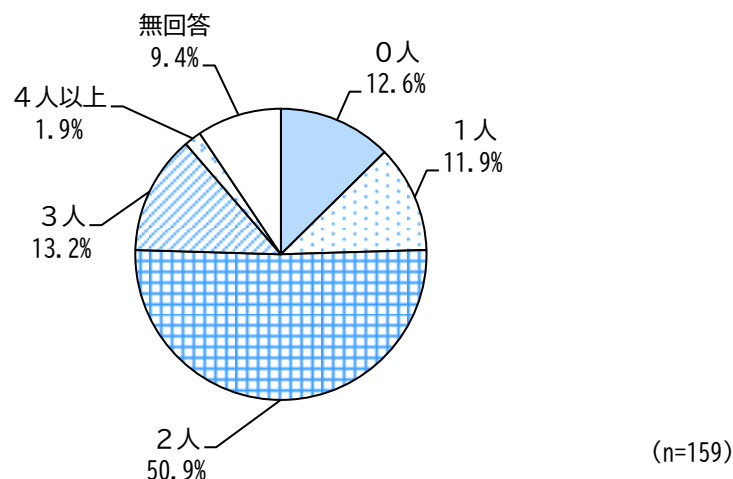
(MA) 出産、育児に際しての不安や苦勞はありましたか。



出産、育児に際しての不安や苦勞においては、「経済的負担が大きい」が60.9%と最も多く、次いで「病院や保育所などの施設が近くにない」が56.5%、「自分のことをする時間がない」が52.2%などとなっています。

8. 理想のこどもの人数

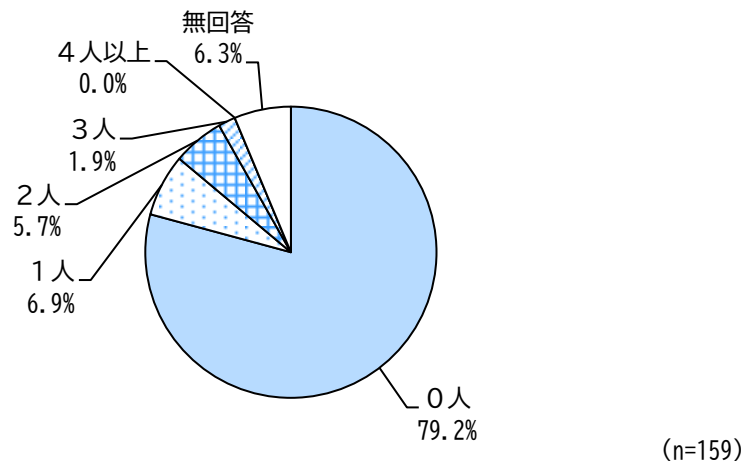
(SA) あなたにとって理想の子どもの人数は何人ですか。子どもがほしくない方は「0」とご記入ください。



理想のこどもの人数においては、「2人」が50.9%と最も多く、次いで「3人」が13.2%、「0人」が12.6%などとなっています。

9. 現在のこどもの人数

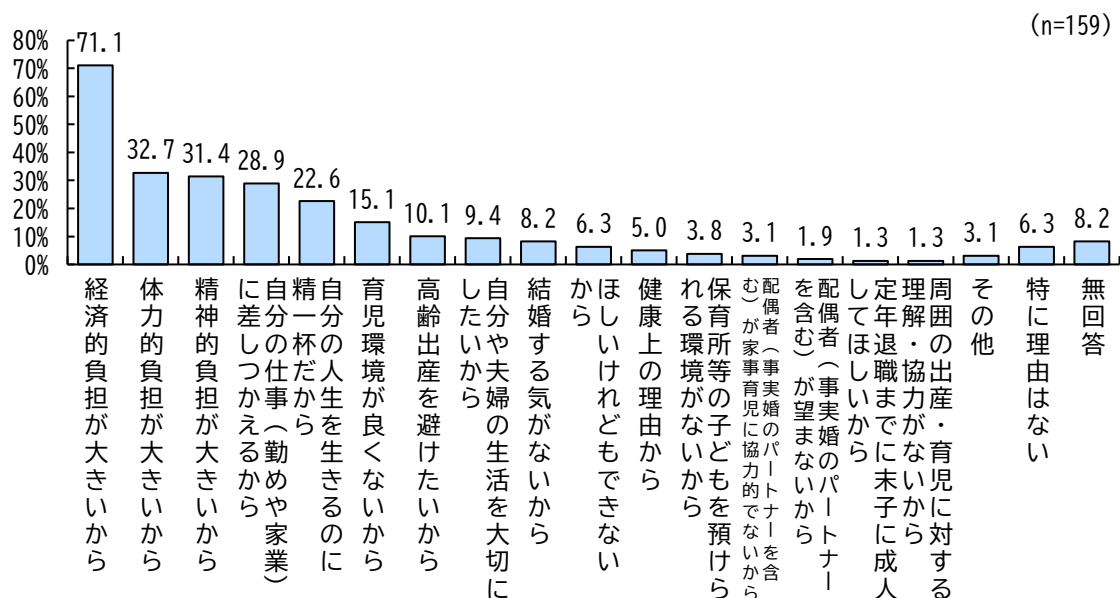
(SA)現在何人の子どもがいますか。子どものいない方は「0」とご記入ください。



現在のこどもの人数においては、「0人」が79.2%と最も多く、次いで「1人」が6.9%、「2人」が5.7%などとなっています。

10. 理想的なこどもの人数を持つ際の課題、こどもを持つつもりのない理由

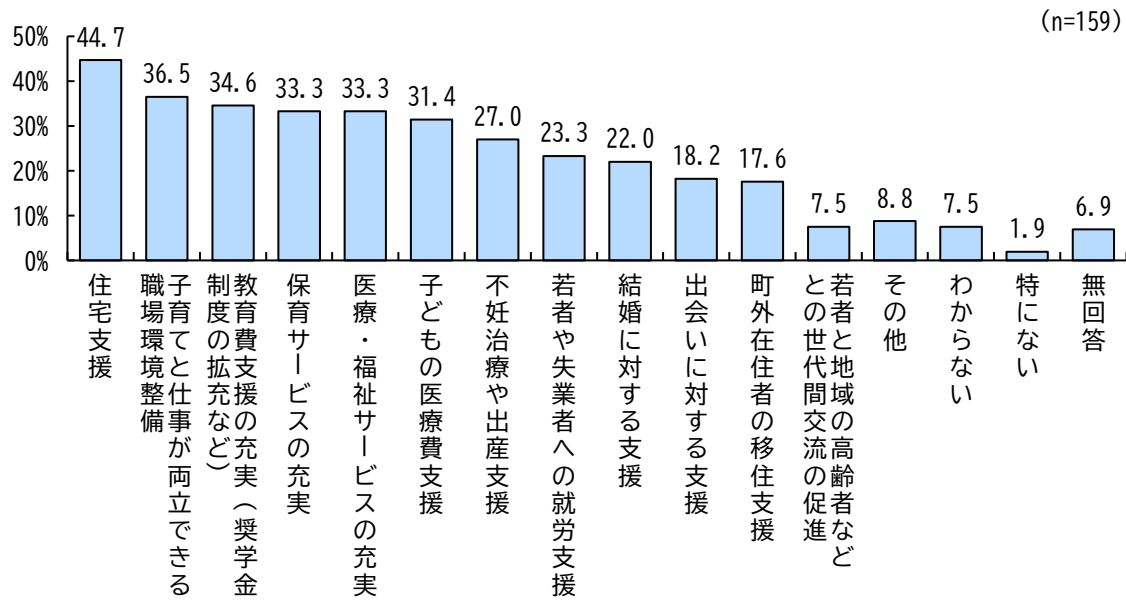
(MA)理想的な子どもの人数を持つ際に問題となると考えられる理由、子どもを持つつもりのない理由は何ですか。



理想的なこどもの人数を持つ際の課題、こどもを持つつもりのない理由においては、「経済的負担が大きいから」が71.1%と最も多く、次いで「体力的負担が大きいから」が32.7%、「精神的負担が大きいから」が31.4%などとなっています。

11. 人口減少・少子化対策を進める上で充実してほしい施策

(MA)人口減少・少子化対策を進める上で、箱根町に充実してほしいと思う施策はどのようなものですか。



人口減少・少子化対策を進める上で充実してほしい施策においては、「住宅支援」が44.7%と最も多く、次いで「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」が36.5%、「教育費支援の充実（奨学金制度の拡充など）」が34.6%などとなっています。

4

第2次子ども・子育て支援事業計画の検証

4-1 第2次子ども・子育て支援事業計画の主な取組と課題

基本目標1 安心して子育てができる環境の整備の充実

令和6年4月1日に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置して、妊娠を望んだときから子育て期まで、切れ目ない相談・支援体制を推進してきました。

また、子育て中の保護者に寄り添った相談先として、「産婦人科・小児科オンライン相談」や、伴走型相談支援を開始するなど、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実を図ってきました。

引き続きこども家庭センターを中心に、必要に応じ、関係機関と連携しながら、様々な相談に対応する体制整備や切れ目ない支援が必要です。

基本目標2 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進

妊婦健康診査費の助成や、乳幼児健康診査を実施し、未受診者に対して受診を促進してきました。引き続き、妊産婦や乳幼児への適切な時期に訪問指導、適切な支援を行い、妊産婦、乳幼児の健康増進と子育ての悩みごとへの対応が必要です。

産後ケアについては、産後間もない母親の育児や家事等のサポートや助産師による相談指導を行い、育児能力の向上や心身の回復等を図ってきました。今後は利用しやすいサービスの拡充を検討し利用促進を図る必要があります。

また、こども家庭センターや教育相談センターにおいては、引き続き、こどもたちが気軽に相談できる環境づくりに努める必要があります。

基本目標3 地域における子育ての支援

「幼児期の教育・保育については、待機児童ゼロを継続し、学童期においては、新規放課後児童クラブを開設し、働きながら子育てができる環境の充実を図りました。

経済的支援については、乳幼児の教育・保育料や小中学校給食費の無償化、高校生までの小児医療費助成など、県内でもトップクラスの支援を充実させてきました。

また、子育て支援センター・サロンの運営、家庭の養育力を高められる講座やイベントを開催するなどし、子育て世代の交流の促進を図ってきましたが、地域の担い手人材の発掘や育成の促進が課題となっています。

今後は、近年増加している外国籍の子育て世帯への支援などについても検討が必要です。

基本目標4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

教育環境については、箱根ミニマムの実践や外国人講師の派遣など学校教育の充実、新たに「箱根土曜塾」を開講するなど学習機会の充実に加え、こどもたちが安心・安全に教育を受けられるよう学校施設や設備の整備も進めてきました。

園・小・中学校では、「箱根ハートフルプログラム」などに取り組み、発達に応じた心の教育を推進し、小・中学生に対しては、思春期教室やいのちの授業を通じて、一人ひとりが大切な存在であることを伝え、心身の健全な成長を育んできました。

また、いじめや不登校の対応については、教育相談センターを中心に学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、児童・生徒を支援しています。

今後も、こどもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、こどもの成長段階に応じた教育内容の充実と学習環境の向上を図る必要があります。

基本目標5 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進として、児童虐待防止、ひとり親家庭支援、発達支援の充実、貧困対策等、支援を必要とする児童や家庭に対して様々な取組を行っています。

ひとり親の就業支援や児童虐待防止の意識の向上、外国籍妊産婦への支援、産後ケアの利用率の低さが課題となっており、他の施策と連携した取組や関係機関と連携した支援が必要です。

また、ヤングケアラーへの支援、不登校やひきこもりへの支援、様々なケースに柔軟に対応できる体制の構築を推進することが重要です。

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援する生活環境の整備は、子育てにやさしい住環境、道路環境、町の環境づくりを推進しており、主に町営住宅整備、住宅の補助金制度、道路・歩道の整備、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を行っています。

アンケート調査の「子育てで困ること、困ったこと」においては、「子どもが安全に通れる道路が少ない」と回答した人は未就学児童の保護者で47.2%、小学生保護者で45.9%となっており、道路環境の整備が課題です。町民ニーズや都市整備計画等を踏まえながら、安心・安全な道路、交通安全施設の整備を図る必要があります。

基本目標 7 子どもたちの安全の確保

子どもたちの安全の確保については、交通安全活動の推進と防犯活動の推進を掲げ、施策を展開しています。保育所や小・中学校での交通安全教室の開催、警察と連携した地域住民による庁内パトロール等の防犯体制の強化、防犯に関する情報提供等を行っています。

交通安全運動や町内パトロールの担い手の高齢化による人員確保、関係機関との連携強化が課題となっており、啓発資料の配布を行い地域の防犯活動への参加を促進させることや警察と連携した防犯活動のさらなる推進を図ることが重要です。

基本目標 8 職業生活と家庭や地域での生活との両立の推進

男女共同参画の意識づくりについては、「はこね男女共同参画推進プラン」に基づき、子育てへの男女共同参画につながる施策を展開しており、講演会の開催、事業所における子育て支援、子育てへの男性や地域活動への男女の参画支援、働きたい女性への支援等を行うとともにワーク・ライフ・バランスや男性の育児休暇取得等についての啓発も行っています。

講演会や男性向け子育て教室の参加者確保、男性の育児への参画や意識の醸成が課題となっており、様々な媒体を使った情報提供や誰もが参加しやすいイベントの開催を通じて男性の参加を促進し、子育てへの興味関心を高めることが重要です。また、事業者における家庭生活と職業生活の両立の意識醸成が必要です。